

第9回

食品表示一元化検討会

平成24年6月8日（金）

午後2時00分 開会

○池戸座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回の食品表示一元化検討会を開催したいと思います。

本日は、松原内閣府特命担当大臣も御出席ということになっておりますけれども、遅れておられるようでございますので、来られましたらまた御挨拶をいただくということで検討会の方を進めたいと思います。

出席状況ですけれども、本日は上谷委員と田崎委員が御欠席という御連絡をいただいております。中川委員と御連絡がつかないのですが、多分遅れて来られると思います。

なお、本日は17時に終了するという予定にしております。今回も約3時間という長丁場ですけれども、円滑な議事の進行に御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一応とりあえずカメラの方につきましては御退席をお願いしたいと思っております。大臣の御挨拶のときにまた入っていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(報道陣退席、移動)

○池戸座長 それでは、本日は第7回、8回の検討会におきまして委員の皆様方からいただいたたたき台の案に対します御意見を踏まえまして、事務局におきまして報告書(案)を作成していただきました。なお、今回お配りしている報告書(案)は論点1～3に該当するものとなっております。本日はこれに基づきまして御議論いただきたいと思っております。

迫委員は早く御退席なので、どうぞ。

○迫委員 私事が若干入って大変申し訳ないのですが、前回の会議を欠席させていただきました。私、実はちょっと入院しておりまして前回身動きができない状況でございまして、一昨日ですけれども、ようやく退院にこぎつけまして本日出席させていただきました。前回、どうしても申し上げたかったことを、大変申し訳ないのですが、この冒頭のところでお話をまずさせていただいて、そして3時間の長丁場は本当にもたないものですから、途中退席をさせていただきたいということでお許しいただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

○池戸座長 結構です。よろしく、どうぞ。

○迫委員 まず、申し上げたいことが4点ほどでございます。

1点目なのですが、栄養表示につきまして社会的な意義というところをまず触れさせていただきたいと思っております。

これはどういうことかと申し上げますと、前の議論の中でも一度申し上げたことがあるのですが、日本人の疾病構造を考えていったときに、約3,500万人から4,000万人の高血圧の患者さんがいらっしゃる。さらに糖尿病の方が2,200万人ぐらいいらっしゃる。これを40歳以上の人口で、母数が1億2,000万人というのは乳幼児含めてですので、いわゆる好発年齢である40歳以上で考えれば、大体6割超える人が高血圧であったり、または4割近くの

方が糖尿病であったり。そういう方々が国民病と言ってもいいぐらいに国の中にはあふれている。そういう中でこの糖尿病にしても高血圧にしても、その原因となってくるものはやはりエネルギー過剰の問題、食塩の過剰の問題、さらには脂肪の過剰の問題、いわゆる3大過剰の問題がこういう病気をもたらしているのではないか。

こういうふうなものを考えていったときに、例えば栄養表示を1つの事例として挙げさせていただくと、食パンを食べますね。食パン1枚食べると大体150kcalなのです。そのときに菓子パンを1つ、食パンの代わりに食べようと思った。400kcalぐらいあるのです。その間に250kcalの違いがある。私どもの専門的な話になりますけれども、250kcalを運動で消費しようと思ったら、1時間歩いてとても足りる話ではない。栄養表示があれば、この150kcalのパンを選ぶのか、400kcalのパンを選ぶのか、それを選ぶことが可能である。ただし、今は任意表示ですから、表示のされていないものもある。そうすると、やはり見ておいしそうだなと思う方を選ぶかもしれない。400kcalのパンを選び続けたときにどうなるのか。1か月7,000kcal蓄積すると体重が1kg増えます。つまり、1日に250kcal、そうすると30日で7,000を超えますね。月に1kgずつは確実に体重が増えていく。そうすると、これは心疾患であるとか、脳血管疾患であるとか、そういうものを招くことになりかねない。つまり、糖尿病、高血圧の方々がそういうエネルギー過剰の状態を常に引き起こしていけば、おのずと早く亡くなる、寿命が10年短くなる、15年短くなる、そういう状況を招きかねない。

そういうふうなことを考えていったときに、やはり表示というものが非常に重要でありますし、従前の表示というもの、これは事業者による情報提供としての位置付けだったと思うのですが、消費者庁が表示を担うということの意味が非常に重要になってくるだろうと。ここは消費者庁の責務という言い方をさせていただいていいかどうかという問題になるのですが、やはり消費者庁が消費者の安全を守るという下に食品表示をきちっとしていくべきなのではないか。消費者の安全を守る、言い方を変えれば国民の命を守る食品表示という言い方ができていくのではないか、そんなふうに思っていくわけであります。

今、2番目に申し上げたのが消費者庁の食品表示行政に対する期待ということで申し上げます。

3点目なのですが、では、今、現実に、栄養表示そのものがそんなに使われていないではないかという議論があるかと思えます。なぜ使われないのか。それは先ほど申し上げたように、任意であるから。つまり、手に取ってどちらを選ぼうか、そして今日の生活をどうしようかと思ったときに、表示がないから選びようがないという状況だということ。やはりエネルギー、食塩、脂質に関しては、手に取ったときに消費者が選択できる表示であるべきではないかと思うわけであります。

そういう意味で、栄養表示をまず義務化をしていくということは非常に重要なことだと思いますし、それと同時に利用されていない、利用されがたい表示であるならば、それをどうやって社会教育として組み立てをしていくのか。私ども日本栄養士会としても最善の

努力をさせていただきますし、ここにいらっしゃる消費者団体、事業者団体、さらにはマスコミの方々も含めていろいろな社会活動、社会運動として表示をどう利用していくのか。これは栄養表示だけの問題ではないと思います。今まで単に情報提供として記載していることに意味があった表示を活用できる表示に変えていく、これが非常に大事なことだと思っております。

それはもう一つ、2つ目のと言った方がいいかもしれませんが、消費者庁の役割としてそういう社会的な運動をつくり上げていくということを期待したいと思っております。

4つ目でございますけれども、これが計算値の問題と分析値の問題がかなり議論の分かれるところだと思っております。日本食品表示成分表でございます。これは保健医療福祉政策、そういう全ての政策の日本の根拠として使われている数字でございますし、また言い方を変えれば、農林水産省が出されている食料需給表のカロリーベースのものも食品成分表ベースに計算をされております。つまり、日本の食料政策の、または健康保健医療福祉政策のベースとなっている数字が成分表でございます。

確かにばらつきはあるかもしれない。それは産地間変動であったり、季節変動であったり、品種による変動であったり、そんなふうなものを標準化して1つの数字にまとめられたもの。では、分析値の方は確かにばらつきはないかもしれない。それはある一定の切り取った場面のばらつきがないということだけ。つまり、産地が変わったり品種が変わったり、季節が変わったり、そうしたときにどこまで分析をさせるのか。その分析のベースとなる基準をどうつくるのかというのがかなり難しい作業になるだろう。そういうことからすると、分析値と計算値、どちらを選ぶにしてもばらつきは必ず出てくるものなので、両者を選ぶ形でそれを明確にしていくということが一番現実的な方法なのではないか、こんなふうに思うわけでございます。

最後にまとめさせていただきますと、やはり食品表示行政を担っていく意味というところでは、健康に関する短期的なリスク、中期的なリスク、長期的なリスク、そういうものを回避するための策、消費者の安全を守る、国民の命を守る、そういう意図を持って表示というものに取り組んでいくということがまず大事だと思いますし、先ほど申し上げましたように社会運動としての旗を振っていただいて、みんなで表示が活用される、栄養表示だけではないそれ以外の表示も全て活用していただける、そういうふうな運動を進めていただければ、これが非常に意味のあることだと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、申し訳ございません、冒頭でまず発言をさせていただきました。ありがとうございました。

○池戸座長 御体調の悪い中をわざわざ御出席いただき、また、御意見いただきまして大変ありがとうございます。御無理されないでください。御意見として承ってまた反映させていただきますので、よろしく申し上げます。

今日、これで皆さん全員お揃いですので、先ほどのことをもう一度申しますと、前2回の検討会でいただいた御意見を踏まえまして、今日は報告書（案）というものを事務局の

方で用意していただきました。多岐にまたがりますので、今回は論点1～3というものを対象にして御議論いただきたいということで考えております。

これに関しまして、まず事務局の方から今後のスケジュールにつきまして御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○平山企画官 では、私から今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

今、座長から御紹介いただきましたように、お手元にある報告書（案）は論点で言いますと1～3に相当するものでございます。本日、論点1～3につきましては御議論いただきますので、次回の検討会では、本日いただいた御意見を基に修正した報告書（案）と、残りの論点に関する御議論をしていただこうと思っております。

これまで6月めどということで全10回ということでございますけれども、今後の議論の状況によりますが、これも前々から申し上げておりますように、7月以降も検討会を開催し、引き続き、報告書（案）について御議論いただくということも想定しておるということでございます。

簡単でございますが、今後のスケジュールでございました。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。

○平山企画官 続きまして、資料の確認でございます。お手元の議事次第を御覧いただきたいと思えます。一番下に配付資料一覧を載せておりますが、メインの資料が「食品表示一元化検討会報告書（案）」でございます。

参考資料といたしまして、前回まで御議論いただいた「論点についての検討方向（たたき台案）」を再度参考資料として配付しております。

また、鬼武委員、田崎委員より資料を御提供いただいておりますので、まずは卓上のみ配付としております。今後、ホームページ上に掲載するかどうか等につきましては委員の方と御相談して対応したいと思っております。

よろしゅうございませうか。議論の途中でも、落丁、欠落等ございましたら、適宜、事務局の方に御指摘いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思えます。

まず、議題の食品表示一元化検討会の報告書（案）ということで、事務局から報告書（案）について御説明をいただきたいと思えますが、今回も効果的な議論という観点から、部分ごとに区切ってとりあえず議論したいと思えます。ただし、他の部分とも関連することもあるかと思えますので、そこら辺はあまりかたく考えずに御意見いただけたらと思えます。

まず、その案のところで「はじめに」のところは作成中でございますので、1ページの「2 新たな食品制度の基本的な考え方」の「（1）現行制度の枠組みと一元化の必要性」のところから4ページになりますが、左側に行の番号が書いてございますので、それを見ていただきまして13行目、ここまでを一区切りという形でとりあえず御説明いただき

まして御意見いただくという形にしたいと思います。

事務局の方で御説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から資料の御説明を申し上げます。

まず、資料を御覧いただきたいと思いますが、1 ページ目、冒頭、「2 新たな食品表示制度の基本的な考え方」ということで、(1) と (2) について御説明申し上げます。

「(1) 現行制度の枠組みと一元化の必要性」ということでございます。

冒頭、これまでも御紹介しておりますけれども、食品一般を対象として、その内容に関する情報を提供させる法律というものは食品衛生法、いわゆる J A S 法、健康増進法の 3 法があるということでございます。この 3 法は消費者の方への情報提供を促すという意味で表示の基準を定め、必要に応じて義務付けたり、あるいは、任意に表示する際の基準を定めているということでございます。

また、法律ごとにいろいろと目的がございます。その目的に応じて、例えば 14 行目、食品衛生法につきましては、公衆衛生上の必要な情報を提供する。J A S 法につきましては、消費者の選択に資するための品質に関する情報を、健康増進法につきましては、国民の健康の増進を図るための栄養成分や熱量に関する情報を提供するということでございます。

20 行目、法令により義務付けられる事項を個別に見ますと、特に食品衛生法と J A S 法との間で重なりがあるということ。さらに、用語の使われ方も異なるものがある等、複雑でわかりにくいという声があるところでございます。

24 行目、これは行政側のことでございますけれども、いろいろ消費者の方から御相談や、実際の表示のチェックをする場合、どうしても、規制の面でコストが高くなっているということでございます。

28 行目以下、これは事業者の方からみて、いろいろな法令があるということは、それらを熟知しないといけないということでございますので、正確な情報を伝えるということでは、事業者側の遵守コストが高くなっているということでございます。

最後の行、このような問題点を解決するため、特に食品衛生法と J A S 法が定める表示の基準を整合的なものとするということが求められてきたところでございます。

2 ページの 3 行目、「このような状況の下で、」以下でございますが、ここは消費者庁以前の話を書いてございます。平成 14 年 8 月には「食品表示制度に関する懇談会」において中間取りまとめがなされまして、表示に関する組織・法律のあり方についても改めて検討していくことが適当とする一方、6 行目になりますと、各表示制度の整合的な運用が重要とされておりました。

その取りまとめを受けまして、その年の 12 月から食品衛生法を所管していた厚生労働省と J A S 法を所管していた農林水産省が共同で「食品表示に関する共同会議」を開催して、連携の下、表示基準に関する審議が一元的に行われてきたということでございます。

その成果といたしましては、例えば、期限表示について、消費期限と賞味期限に統一されたということでございます。そういう意味では徐々に複雑な仕組みの改善がなされてき

たところでございます。ただ、どうしても所管省庁が分かれています中で食品表示制度を完全に統合するには至らなかったということでございます。

その後、平成21年9月に消費者庁ができましたけれども、その際、食品衛生法、JAS法等について、その企画立案部門これは消費庁が一元的に所管するという事になったわけでございます。そういう意味でいきますと19行目でございますけれども、組織の面で一元化がなされたということでございますので、実体法の側面でも一元化ということが現実的に可能になったとしております。

21行目、なおというところでございますけれども、例えば、食品衛生法でございますと、いわゆる表示制度の他に食品の規格基準、営業許可等の制度が、JAS法につきましてはJAS規格、健康増進法につきましても表示以外の制度があるということでございます。ここで食品表示制度の一元化というものは、上記の各法のうち、食品表示制度に関する規定を抜き出して、これら統合して新法を制定する、そういうものを目指すということにしたいと思っております。

29行目(2)でございますが、ここはこれまで御議論いただきました食品表示の目的についてでございます。

31行目からは消費者基本法の沿革について触れております。従来、消費者保護基本法だったわけでございますけれども、それを平成16年改正によりましての消費者基本法に衣替えしたということでございます。新しい消費者基本法2条におきましては、3ページ目の冒頭でございますけれども、「消費者の権利の尊重」というものと併せて「消費者の自立の支援」というものが明記されたところがございます。そこに条文を抜粋しております。

5行目にまいりますと、消費者政策の基本におきましては、消費者像が「保護される者」から「自立した主体」というものに移り変わっているということがございますので、消費者の自立を支援するというのがメルクマール、大事になったということになっております。

8行目、消費者の権利として位置付けられた消費者の安全の確保や、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等を図る上でも、消費者の自立を支援するために必要な適切な情報の提供が前提となるということになっております。

さらに、改正後の消費者基本法では、消費者は自ら進んで消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的な行動に努めるということとされております。したがって、消費者自らが食品に対する知識を高め、消費者が持てる情報の中から自身が必要なものを取捨選択し、適切な商品選択ができるということも重要とまとめております。

3行目でございますけれども、ひるがえって表示制度というものは、事業者にこういった意味で情報提供を促し、自立した存在としての消費者が適切な判断を自ら行うための前提ということでございます。

消費者基本法に示された権利と実現を図るという上で、従来にも増してその在り方とい

うものが重要になっているとまとめております。

4 ページ、2 行目、一般的に表示の機能につきましては、消費者基本法第 2 条に規定する基本理念のほぼ全てと関わりがあるということです。特に、食につきましては、生命・身体を維持するため、健康で幸福な生活を送るために欠くことができないものであるということがございますので、その他の商品に関する表示と比べて、安全の確保と選択の機会の確保に関する情報がより確実に消費者に提供されることが求められるとなっております。場合によっては、消費者の生命・身体への被害発生に直結し得るということで、食品の内容に関する情報の中でも、食品の安全性に係る情報が特に重要になると考えております。

以上のように、消費者基本法に示された消費者の権利の実現、自立を図るという観点を踏まえ、食品表示の目的につきましては、食品の安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付けるということが適当と考えられるとまとめております。

以上、大変駆け足でございましたけれども、私の方からの説明は以上でございます。御議論のほど、よろしくお願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明の部分につきまして、御質問や御意見等ございましたら、どうぞ。

中村委員。

○中村委員 最初のパラグラフのところですが、食品衛生法においては公衆衛生上必要な情報とされていますが、食品衛生法の第 1 条から考えれば、公衆衛生上の前に食品の安全性の確保のための公衆衛生上必要な情報とならなければならないのではないかと思うのですが、それが 1 点であります。

第 2 点目ですが、また後で申し上げようと思っていたのですが、食品衛生法の第 19 条を切り出してくるとしたら、食品衛生法第 19 条というのは食品だけではなくて添加物についても対象とした法令なので、19 条を切り出したときに食品添加物についての表示をどうするのかということについて、また後でもお教えいただけたらと思います。

とりあえず 2 点。

○池戸座長 事務局、よろしいですか。その他いいですか。

鬼武委員。

○鬼武委員 お手元の机上配付の資料を御覧ください。事前に私どもの方に電子メールで送られてきた資料の方は目次と表題が付いておりませんでしたけれども、今日の配付された資料には付いておりますので、その点はここに書いてあるとおりで改善されていると思っております。

ただし、ナンバリングをして改めてみますと、私の方でコメントに書いてありますが、「はじめに」、それから「2 新たな食品表示制度の基本的な考え方」、2 の（1）に「現行制度の枠組みと一元化の必要性」、飛んで義務表示事項の範囲等々がありまして、今回の議論になります「3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」というところま

での範疇だと思います。ただし、その後、4、5があつて、資料編としてもいくつか多分報告書には付くのだろうと思いますから、是非その点は御検討いただきたいということであり、全体的なところの目次のところをきちんと整理させていただきたいというのが1点です。

この目次から私はずっと考察をしたのですけれども、ここに書かれているのは全て「新たな」ということで新しい表示制度についての言及、検討のことが書いてあるのですが、これはもうこれまでの8回では議論してきませんでしたし、その部分については協議はされてきていないわけですが、やはり既存の義務表示のところの分析がないとバランスが非常に全部新しいことばかり書いてあるので、そのことについて何らか言及する必要性があるのではないかと思います。

現行の表示制度に当たっては、従前にも申し上げたように、現状の義務表示、表示制度全体についてどういうふうな問題点があつて、それが新しい表示制度を目指す上で、新しい理念、表示制度の考え方、国内外の食品表示に関する情報に基づいて問題点がピックアップされて、その中で今後の方向性というようなことが明確にわかるような文書構成の方が望まれると思いますので、是非そういう点も今日の時点では無理かもしれませんが、そういうものも中に入れていただければと思います。

総論的なところで御意見申し上げたところです。以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。議論の最中なのですが、ただいま松原大臣が来られましたので、来て早々で申し訳ありませんが、御挨拶をお願いしたいと思います。

○松原内閣府特命担当大臣 遅参をいたしまして恐縮です。本日は、お忙しい中を御参集いただき、誠にありがとうございます。消費者担当大臣の松原仁でございます。

皆様方におかれましては、常日頃より消費者行政の推進に御理解と御協力をいただき、この場を借りて厚く御礼申し上げます。「食品表示一元化検討会」も9回目を迎え、これまで委員の皆様方から貴重な御意見をいただけてきたところであります。これらの御意見やパブリック・コメント等で国民の皆様からいただいた御意見を基に、事務局にて既に議論していただいているわけでありましたが、報告書（案）を作成いたしました。

今回の検討会からこの報告書（案）についての御論議をいただくことになっておりますが、消費者の方々が実際に商品を選ぶ際に有効なわかりやすい食品表示の実現のため、委員の皆様におかれましては、是非とも忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

そして、私としては、この検討会、この勉強会において世界に冠たる食品表示がつくられることを心より願ってやみません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの続きの議論。先ほど中村委員から御指摘があった点なのですが、多分表示に限定した書き方で情報という言い方をしていると思うのですが、事務局の

方で何か補足されることはありますか。

○平山企画官 今、中村委員から御指摘がございました食品衛生法の件ですけれども、確かに19条、技術的な話がございますけれども、いわゆる表示以外の話も書いてあるということがございます。

○中村委員 食品の安全性の確保のための公衆衛生上必要な情報だということだと思いで、公衆衛生上必要な情報とだけここに書かれると、食品衛生法の目的である食品の安全性の確保ということが抜けてしまうので、文言として入れる必要があるのではないかとというのが1点です。

○平山企画官 わかりました。そこは正確に記述させていただきたいと思います。

○中村委員 第2点目は、19条だけ切り出してくると、19条というのは食品添加物についても規定しているので、これは今回対象ではないにしてもどうするのかということが、事業者にとってもそうでしょうし、私たち消費者にとってもそうなので、今日でなくても結構ですが、どこかで御説明をお願いしたい。

○平山企画官 その点については整理して御報告したいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。確かに食品衛生法は安全基本法ができたときに目的のところに安全が入りましたので、ありがとうございます。

その他。どうぞ。

○山根委員 まず、1ページの一元化の必要性のところに消費者が全く出てこないのです。私が考えていた一元化と最初からずれているのかなと感じます。この表示法の制定というのが何より消費者のために行われると思っておりますし、一元化で確認をしたい事項がどこに記載されているのかがわかって誤認や不正表示等を防ぐ、韓国とかEUとかに後れを取らない表示改革が進むと思っておりますので、是非消費者にとって一元化が必要だということを入れていただきたいと思います。

下の方を見ますと、まず、消費生活センターが照会等に回答するのが困難であって、表示規制を行うためのコストが高い。次に、事業者にとって法令遵守が大変である。品質管理担当者や研修等が必要になってしまう。そして、フードチェーン全てのところで正確な情報伝達が必要でコストが高くなっている、これが問題であって、そのために一元化ということになっておりますけれども、私はきちんと消費者のために一元化をするということを入れていただきたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

では、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 3点、意見があります。

1つは、この目次のところで現行制度の枠組みと一元化の必要性と書いてあります。現行制度ということであえて言っているのです、これまでのところの議論でも、例えば食品の表示に関する法律で言えば法律は3つだけではないということも言われておりましたし、また下の方に社会的コストだとかというようなことの記述もあります。食品に関する法律

はこの3法ではなくて多様なものがあるということと併せて、省令であるとか通知であるとか、本当にいろいろ多様なものがある、大変実際の表示を確定するには苦労しているということが事業者側でもあるでしょうし、消費者側のところもそのようなことを正確に理解するためになかなか大変だということでもあろうかと思えます。

ですから、制度の枠組みと一元化の必要性という問題意識を記述するのであれば、3法の話だけに狭めるのではなくて、そういうようなことが錯綜しているがゆえに今回のところで見直しをするのだということをはっきりさせていただきたいということが1つあります。

2点目は、先ほどの山根委員の発言とも重なりますけれども、どういうことが問題になっているのかという事例として、消費者のところとしてどういうふうの問題があるのかということについて記述がないというのがとても残念であります。今回のところについては、消費者庁として見直しをするということでもありますので、消費者の目線でというようなことを大変期待している部分がありますので、その辺のところについてはしっかりと記述をしていただきたいということが2つ目です。

3点目については、事業者、コストの関係です。社会コストが記述をされ、その下のところで事業者にとってということ書かれています。事業者にとってというので、これも最終的には事業者のコストが高くなっているという記述なのですが、コストの手前として大変複雑でありわかりにくくなり、押さえるべきことがたくさんあるがゆえに手間がかかっているというようなことがあるのだと思うのです。ですから、コストが高くなっているという言い方では実は複雑になっている、押さえるのが大変でよくわかりづらいから手間もかかるというようなことが見えにくいので、その辺のところについては表現として直した方がいいのではないかなというのを意見として申し述べます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、森委員、お願いします。

○森委員 ただいまの御意見に関係してくると思いますけれども、1ページ目の28行になりますが、事業者のことを記述していただいているということで、非常にありがたいと思っておりますが、ここにありますように、事業者にとって食品表示関係の法令を遵守するためには、政令や告示、通知等複数の根拠規定を参照しなければならずとなっておりますけれども、実際はこの後もう少しございまして、食品事業者というものはそれだけではなくてさらに監視執行を行っておられるさまざまな行政機関に確認ですとか問い合わせですとか、そういうことも行っております。

このときに問い合わせ先が非常に複雑であったり、あるいは解釈が異なるということもあるわけです。ですから、そういった監視執行を行うさまざまな行政機関の一元化といったことも必要ではないかと思っております。こういう意見が以前にも出ていたと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

では、森田委員、どうぞ。

○森田委員 丸山委員と山根委員と同じところの意見なのですが、1 ページの24行目に「消費生活センター」と28行目に「事業者」が出てきますが、その丸2つの上に最初に「消費者」があるべきだと思います。

消費者にとってこの法令が複雑でわかりにくいところを一番上に書いていただきたいと思います。例えば食品表示に関心の高い消費者は、食品表示ウォッチャーですとか消費生活センターとかでいろんな学びの場があるのですけれども、そういった学びの場で法令がたくさん分かれていることによって、食品表示を正確に理解することをさらに阻んでいるという場面がままございます。消費者にとってわかりにくいということが今回の一元化の動機の一つだと思いますので、そこのところを一番上に入れていただきたいと思います。

丸山委員が最初におっしゃられた1 ページ目の10行目、3法があるというところなのですが、これに関しても最初の方の議論で、例えば、景品表示法を入れるのかといった議論があり、そのときは食品だけ取り出すわけにはいかないという説明がありました。けれども3法があるところで言いきってしまうのはどうでしょうか。他にもさまざまな法令が複雑にかみ合っているところで、どうしてこの3法なのかというところの説明もあったかと思っておりますので、そこの部分も、例えば、欄外でもいいのですけれども、きちんと説明していただきたいと思います。

3点目、最初の目次のところで、4、5の後、ここの6番目のところに今後の検討課題というような項目を入れておいていただければと思います。なぜかという、今回、食品表示の一元化の検討会に当たって1、2回目の議事録等を見ますと、食品表示全般について議論できる初めての場だということで現状の食品表示についていろんな問題提起がなされております。そのいろんな問題提起の中でかなり絞り込んで論点が2～5で検討してきたわけですが、例えば細かいところだと個別の加工食品の品表基準について議論、各論で遺伝子組換え食品とか食品添加物の表示に関しても、既に消費者基本計画に書かれておりますように検討が必要だと思います。もしやるのであれば別途部会を設けたらどうかという話があったまま、今回は議論されてきておりません。ただ、そういうことで議論を棚上げになったが、問題が多いという点について、今後議論の検討が必要なものというものを最後にきちんと入れていただけると、ありがたいです。検討会の委員としても、食品表示全般として問題提起をしたけれども、今回は議論できなかった、今後の議論に結びたいというようなところは最後にまとめていただくようにしていただければと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

最後の検討課題というのは非常に重要なところで、この検討会でどこまでやるかというところをはっきりさせておかなければいけないと思います。ただし、最後にまとめて書く

のがいいのか、それぞれの個別のところを書くのかというのはあるかと思います。

二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 後でも述べようと思ったのですが、先ほど森委員がおっしゃったことに関連していますので、事業者にとって表示の実務でさまざまな表示基準等を見ながら適正な表示案をつくるということは非常に大変なのですが、加えて是非一元化ということなので念頭に置いていただきたいのは、特に行政の問い合わせ先です。私どもの会員でも最近よく聞かれることなのでありますが、例えばJAS法の品質表示基準について農政局に問い合わせるとか自治体に問い合わせる。食品衛生法関係で所轄の保健所さんに問い合わせる。その場合、解釈あるいは運用について消費者庁に聞いてくれという話なのです。ところが、なかなか困っている質問、迷っていることについて明快な答えが出てこない。

つまり、書いてある程度のことしかおっしゃっていただけないのですということで、結局どうしていいかわからない状態が結構続いているということもあるのでありますが、今後は新しい食品表示法の下では、表示の監視業務がどうなっているかわかりませんが、いずれにしても事業者なり消費者の場合は相談窓口が結構絞られているのでしょうけれども、事業者にとっては縦割りではなくて統一された窓口で豊富な事例等に基づいて明快な回答を出していただくという体制も是非念頭に置いていただきたいと思います。そういうものも広い意味でのコストということなので、是非よろしくお願いします。コスト問題について後で述べさせていただきます。

○池戸座長 では、仲谷委員、お願いします。

○仲谷委員 事業者として消費者に情報提供する、そういうことに取り組んでいくというのは当然のことではありますが、最初、森田委員からもございましたけれども、そうしたときにこの3法だけではなくて、いろんな法律がそれに関わってきているというところがありました。したがって、1行目の法律には3法があるという断定的なものではなくてももう少し広がりを持った表現にさせていただきたいと思います。

もう一つは、実は表示について、フードチェーン全体を通してその表示の確かさ、表示値の確かさというのを担保していくということが当然必要になっていきます。食品の特性でありますとか原材料の調達状況あるいは事業者の体制、運用によって難易度というのはかなり違う。それはコストだけの問題ではないと思うのです。当然コストを膨大にかければ可能でしょうけれども、一般的な商行為として可能かどうかというのはあると思います。

そういった意味から、3ページ目の制度はこういうものであるということが書かれているのですが、やはり基本的には表示というのは例外行為があってはいけないと思いますので、あらゆる事業者が実行できるような制度であるということも、一方、押さえておいていただけたらと思います。

○池戸座長 では、市川委員、どうぞ。

○市川委員 ありがとうございます。一元化の必要性のところでは何人かの委員の方もおっしゃいましたけれども、消費者がまず現状のわかりにくい表示を何とかしてほしいという、

そのところをきちんと書き込むということはしていただきたいです。

行政についても、今まで実際困っていたことが書き足りていないのではないかなと思っています。いきなり消費生活センター等と出てきますけれども、実はここに至るところには、厚生労働省であったり、農林水産省であったり、いろいろ現場の表示担当の人たちが非常に散々悩んで困っていらっしゃるという事実もあるわけで、そういうことも踏まえていただきたいと思います。

消費者、事業者、行政それぞれが必要があるのだということを明確に書いていただきたいと思います。その上でその三者皆さんにとってできてよかったと思える表示こそを目指すべきだと。山根委員から消費者消費者と確かにおっしゃってくださって、私も消費者の一人なので確かにそうは思うところもあるのですが、ただ、消費者という目線にばかりこだわっていると全体が見えづらくなるので、あまりそこをこだわりすぎないでバランスを取っていただきたいと思っています。

以上です。

○池戸座長 中川委員、どうですか。

○中川委員 5点、申し上げたいと思います。

最初は皆さんと一緒に1ページ目の24～32行目で、なぜ食品表示の一元化が必要かについての説明の仕方が原案ではややおかしいのではないかということです。

皆さんもおっしゃっていますし、その次のページに書いてある懇談会の報告書でもそうなのですけれども、事業者にとってわかりにくい、消費者にとってもいろんな似たような言葉がたくさんあってわかりにくいというように、事業者と消費者という2点で簡単に懇親会の方ではまとめられているのです。それに尽きると思うのです。

しかし、この案ですと、1ページ目の24～27行目、行政が困る、それは社会的コストだと書いてあります。例えば25行目、監視執行を行うさまざまな行政機関にとっても食品表示制度についての広範な知識が必要になるとありますが、それは当たり前だろうと思います。法執行の専門家がこのようなことでどうするのだと思います。

問題は、その結果何が起きるかということ、行政もよくわからないで、だからだれが困るかということ事業者が困る。先ほどどなたかがおっしゃいましたけれども、問い合わせしても結局答えが返ってこない、事業者としてどこまで何をすればいいかわからないので、良心的な業者であれば過大なコストをかけて遵守しておく、他方、そうでなければ逆にわからないからやめておけということになるかもしれない。遵守をコストに見合った効果が出るような表示制度を現実化しようとするためには、事業者の方にわかるような規制がなければいけないわけです。しかし、行政機関がそれに応えられていないということですから、行政が困るというのは全て事業者にとっての遵守コストの問題だろうと思います。

そうしますと、24～32行目までは事業者の方が困ることしか書いていないということでもありますので、これは不十分だろうと。消費者の方は似たような言葉があつてどのようになるかわかりにくいということが当然一元化に向けての議論になると思います。懇親会の

報告書と並べて、本報告書ではあれと違うことを言いたいのであれば別ですけれども、別にそのときと問題意識が変わっているわけではないというのであれば、事業者がどう困る、消費者にとってわかりにくいという2点に絞って明確にするのがよかろうと思います。

あともう一つ、コストという言葉が非常に安易に使われている気がするのです。コストがかかる、だから嫌だというのは理屈にならないので、コストがかかって、そのコストに見合ったものが出てきていないということを言わなければいけないと思うのです。そうすると、事業者の方は遵守コストがかかって、そのコストがかかっている割には消費者は本当に表示制度の目的とした安全性であるとか紛らわしいものをつかまないとかそういうことになっているのだろうかということへの視線は1つ書いていただかないと、コストで終わってしまうと文書としてはいかがなものかと思います。他方、消費者の方はわかりにくいだけでいいと思うのですけれども、わかりにくいことのコストがどうかということは議論する必要はないと思います。これがまず第1点です。なぜこういうことをしなければいけないのかということについて、やや整理ができていないのではないかと考えています。

2番目、2ページ目の19～20行目、これはたしか鬼武委員の資料にもあったと思うのですが、19～20行目、実体法の側面においても食品表示の一元化をすることが可能となったという箇所です。実体法という言葉が難しいかどうかというのがありますけれども、組織が一元化したから食品制度も一元化するというのは、別に論理的にはそういう関係ではないので、ただ、今までやってきたことをより加速することができるようになったというのが多分言いたいことだと思いますので、あまり実体法がどうのこうのという言葉は使わない方がいいのではないかと考えています。

3番目ですが、違和感を抱いたのが、では目的をどうするかということです。2ページ目の31行目以下であります。2～3ページにかけて消費者の自立ということが非常に強調されていますが、そもそも一元化した食品表示の目的は何のためにあるかという一番重要なことが後回し、3ページの19行目以降から出てきて、私としては副次的だと思う自立性が最初に出てきているのが何が言いたいのか非常にいぶかしいところです。

どうも自立すべきだから表示は減らすべきであるということへの伏線のような感じもするのですが、それはむしろ後で出てくる議論でありまして、本来表示は何のために必要か、安全であるとか選択とか出てきますけれども、それが最初に出てくるべきで、ただそれをやっていくとあまりにも多すぎると、減らしていこうというときにどこまでであれば自立の範囲と考えられるのかという形で、2段階目の議論で自立ということを考えるならばわかるのです。最初に自立ということが出てくるというのはなぜだろうかというところが疑問に思います。

しかも自立と表示はあまり関係ないと思うのです。そもそも自立しようがない部分を表示規制しているわけだと思いますので、3ページの14～16行目ですけれども、自立ということで消費者が自ら知識を高めと書いてありますが、普通、表示規制されているものは高

めようがないものを表示規制されているわけですので、あまりこういうことを書かれても表示とどういう関係があるのかというところが疑問に思います。

ですから、自立を使うのであれば先ほど申しましたようにもっと具体論のところではどちらにしようか、ぎりぎりどちらに選択しようといった場合に、理屈としては自立に委ねてよい項目ではないかという形で使うだけではないかと思います。表示の目的というところにこれがどんと出てくるというのはおかしいのではないかと思います。これが3点目です。

最後、4点目、5点目、ほぼ似たようなことでありますが、4ページ目の5行目、表示は何のためにするのか。安全の確保や選択の機会の確保とありますが、このページでは選択の機会とは何を意味するかをきちんと議論することが本来の目的だろうと思います。報告書としての役割だろうと思います。

選択の機会と言うと、JAS法に書いてある言葉なのですが、それがいかなる意味での選択なのかというのは必ずしもよくわからないところがありまして、1つは古典的な消費者行政で言う選択の機会であります。それは要するに紛らわしいもの、虚偽、そういった商売の仕方を防ぐというための表示です。要するに偽牛缶事件があったような、あのような意味で、一見すると牛肉に見えるけれども、実は違うということを防ぐために商品の内容を書かせる、原材料を書かせるというような意味での選択の機会なのか、正しく中身を理解してということなのか、それとももっとよりよい消費生活を営むために、いろいろ価値観が多様化しているのか、人によって全然関心のない項目だけれども、人によっては非常に重要な項目であるということ、選択という意味に含めるのか。健康増進法がそちらに入るのか、栄養表示がそちらに入るのが微妙ではありますけれども、よりよい消費生活を行うための選択の機会というより高度なことを意味しているのか。両方なのか、片方だけなのかという辺りはとても重要なことで、両方入れるのであれば表示義務はかなり大きく、広がっていきます。その辺りが1つ重要だろうと思います。選択の機会の意味ということです。

最後ですけれども、11行目に、これはずっとこれまで議論があってほぼ異論がないのかもしれないかもしれませんが、安全の確保と選択の機会があれば安全の確保が優先であると書いてあります。これもぎりぎりどちらを選ぶかと言われたらそうだと思うのですけれども、最初の段階で安全性の方が重要であると決める必要があるのか。まだそこまで具体論を言っているわけではないというような気がいたします。バッティングすればそのときに考えればいいのであって、そのときはおそらく安全性の方が上だということで異論はないと思うのですけれども、最初から安全の方が優先でその次は表示、選択の機会というのが2番目であるというのは、そんなことを言う必要があるのかなという気はいたします。

消費行政の中では、消費者安全と選択の機会、虚偽表示を防ぐというのと、3番目が取引でだまされないという悪徳商法等の防止という3つに分かれますけれども、別にどれが重要かということとはあまり言わないのです。どれも重要です。しかし、両立しないときに

は勿論優先順位を付けなければいけませんけれども、今の段階で消費者安全の方が重要で選択の機会が2番目であるということまで決めつける必要はないのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 今の中川委員の御意見について2点申し上げたいと思います。

食品表示と消費者の自立についてですけれども、確かに以前は消費者の保護の観点からの消費者行政はされていたと思いますが、今はもう消費者は自立すべき、してくださいという状況にあります。消費者自身もそれを意識しています。特に食品の表示については、表示制度だけがいくらよいものができたとしても、消費者自身が学ぶとか知るとか、それを理解して使うことができなければ絵に描いた餅にすぎません。そういう意味においては、私はこの食品表示の目的のところ、消費者の自立を先に書いてあるというのは大変素晴らしいことだと受け止めております。

もう一点、4ページの11行目の安全を優先という点につきまして、私は安全を優先するというそこはその検討会の中では大方の一致点ではないかなという認識をしておりまして、中川委員の今の御発言を聞いてあれと思った次第です。私はそういう意味においては、この書きぶりはこれでよいのかなと思いました。

以上です。

○池戸座長 中川委員、どうぞ。

○中川委員 最後から2番目の方から行きますと、その誤解がないように申し上げたつもりではあるのですが、安全性か、選択の機会のどちらが重要かと言われると、それは安全だろうということは、別に私も異論はございません。この会議でそういう議論をされてきたこともよく承知しております。

ただ、これは食品の表示制度の目的は何ですか、要するに条文の1条をどういうふうにつくりますかということをおそらく念頭に置いた報告書の部分だと思いますので、両方がバッティングするときにどうしますかということまで書く必要はなくて、まずは安全性と選択ですと書いて、具体論で具体的に何をどこまで表示しますかというところで、やはり両方書ききれないだろうと、どちらをやりますかといったらそれは安全ですよという、勿論異論はないわけです。多分私はこの会議で安全性の方が優先だというのは、そういう細かい具体論が来たらそうなるでしょうということでの意見の一致だと理解しておりまして、他方で、最初から安全性の方が優先ですと1条に書く必要がどこにあるのか。それは具体論のところ、そもそもどちらが安全か、どちらが選択かというのはなかなか具体論になると難しいところがあるのですけれども、そこで示せばいい話ではないかと思います。これは別に何か皆さんと違うことを言っているわけではないと思うのです。

最初の方の自立性もそうですが、自立性というのは、例えば、商品の表示をしたけれども、この言葉の意味がわからないからもっと易しく書いていくとどんどん表示が多くなっ

てきて、とても書ききれなくなる、だからある程度は勉強してねというのが消費者の自立性ではないでしょうか。でも、そこは消費者は頑張って勉強してください、あるいは教育を受けてくださいと切り分ける。したがって、これは各論の話になると思うのです。どこまでどういう表現を使う。例えば添加物の意味がわからないと、こんな化学物質を書かれてもわからないという場合に、どこまでわかりやすく書くのか。やはりわかりやすく書く方がいいのだけれども、限度はありますね。どこからが消費者の自立、つまり自分で勉強してくださいというところなのかという話。これは各論のところに出てくる話ですので、最初に自立すべきだと書いてしまうと、では表示は要らないことになるのかともとられかねない話。つまり、表示を減らしていこうということの複線かなと私などはそういうふうにも嫌味にとらえました。

ですから、これも別に自立を否定しているわけでは全然ありませんので、消費者基本法はよく存じておりますので、そういうことではございません。ただ、消費者表示はなぜ必要なのかということをもっと端的に掲げることが重要。その後、それを具体的に落としていくときに先ほど言った安全性と選択のどちらを優先するのかとか、どこまで自立に委ねるのかという議論が出てくるわけですね。それは目的というよりももう少し、言わば2条以下の具体論をつくるときに用いる価値観だと思います。1条と2条以下という法律家的な言い方をして申し訳ございませんが、分けておかないとごちゃごちゃになるのではないかなと思って発言いたしました。多分本音は委員と私は一緒だと思うのです。

○池戸座長 ということですが、どうですか。

○増田課長 2～3点、参考のために申し上げますと、4ページで最優先等と書いてあるのは、これから義務表示を行っていくときの考えを書いているので、条文にこう書くということではないことを御理解ください。

それと自立の話は3ページの19行目にも書いてありますとおり、自立した存在として消費者が適切な判断を行う前提としても表示制度が必要であるということが書いてあって、自立するから表示が要らないということではありません。自立の話は前回の議論のときに、消費者基本法は情報提供とかそういうものだけではなくて自分で勉強していくことも大事だということを書いてあるという御指摘があって、例えばあるいは栄養表示等もそうだと思いますけれども、栄養についていろいろ自分で勉強して自分でカロリーコントロールをしていくという中であってもそれに必要な情報提供は大事ですよとか言っているつもりなので、自立と表示がトレードオフの関係にあるという趣旨で書いているわけではないということはお理解ください。

もう一つ、商品選択の話ですけれども、確かに商品選択と書いたときに誤認防止というか、誤認させるような表示をさせないという視点も勿論あるのですけれども、ここで基本的に議論の対象としているのは、義務的に情報提供を積極的にさせる制度の中における議論ですので、1つは原材料とかを書かせて物をはっきりさせてそこから選ぶということで、そこは多分誤認というよりは、よりよい選択をさせるものです。誤認防止という面は

ありますけれども、基本的に一定の表示をしてはいけないというルールではなくて、原材料や産地を表示すべしというルールですので、そういった積極的な情報提供の下に消費者がよりよい選択をするというものかなと思っています。

一方、一定の情報提供をさせるという積極的な行為を求めるので、4ページの最後のところに、表示をさせるという点にあってはどのようなものを表示させていくかという議論を優先というような形で書いているということでございます。

○中川委員 自立のことですけれども、それだったら当たり前の話で、なぜこんなに書かなければいけないだろうかという疑問です。そのために表示しているわけですから、にもかかわらず当たり前のことがこの中に書いてあるということは何か言いたいのかなと思えるわけです。前回の議論があったので書かざるをえなかったということなのかもしれませんけれども、報告書というのは別に議事録を読んだ人が読むわけではないので、バランスが悪いなと思いました。

これをそのまま目的の条文にするわけではないとおっしゃいましたが、しかし、4ページの10～13行目は食品表示の目的はこれを優先とすると書いてあるので、これはすごい意思表示だと思ったのです。そうであればもう少し表現を変えていただいた方がいいとおもいます。

○増田課長 私が申し上げたかったのは、目的規定に、例えば、最優先と書くとかそういうようなことを意図しているものではないということです。

○池戸座長 よろしいですか。自立のところはむしろ中川委員の御指摘は、自立しているから表示が要らないという誤解にならないような表現、そういう示唆だと思いますので、原案としてはむしろ逆で書いているつもりだと思いますから、そういうことを頭に置いてチェックするということですね。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 意見ではなくて質問ですけれども、2ページ目の食品表示制度に関する懇談会の12行目に、「など、徐々に複雑な仕組みの改善がなされてきた」と書いてあるのですが、消費期限と賞味期限の統一以外に何か成果があったのであれば、これは1例だけ書いてあるだけなので、もう一例でも成果があればきちっとお書きいただきたい。質問はそれです。

もう一つは、19行目辺りですけれども、組織面で一元化された。確かに食品表示課ができて組織面では一元化されたものの、前回も申し上げたと思うのですが、輸入食品の例えばアレルギーの表示であれば、輸入食品監視指導計画の下では、モニタリング等の対象になっておらず、そのまま出ている、都道府県で監視をしているという実態です。したがって、形としては組織面でと食品表示課ができたということはそうなのですが、実態面においても現実的に可能となったと言えるかどうかです。特に監視という点で言ったら、現実的に可能にはなっていないのではないかと思うのでいかがかというのが質問です。

ここはこう書いてあるけれども、こうではないのではないかというのが私の質問という

のか意見というのか、最初のところは他に何か成果としてありますかということです。徐々に複雑な仕組みの改善がなされてきたとおっしゃっているけれども、何か他にありますかというのが質問です。

2つ目のところは、実態面において可能になったとおっしゃっているけれども、本当にそうですかということです。

○平山企画官 2点いただきました最初の点、確かに、ここでまず期限表示の話をして、続いて、徐々に複雑な仕組みの改善がなされたとしております。象徴的には期限表示でございます、あと他に改善点はあるのですけれども、かなり細かい話になりますので、そこは表現を工夫して、できるだけ御紹介するようにしたいと思います。

いずれにしてもかなり細かい話になりますので、そこは検討させていただきたいと思えます。

○神宮司審議官 私の方から補足いたします。

2ページ目の16～18行目のところで食品表示課の設置について触れておりますけれども、ここで組織面で統合がされたということの意味ですが、「表示基準の策定事務を」と書いておりますように、ここは、例えば、法違反があった場合に、それを行政処分するといったような執行面でのことを言っているのではなくて、1つの課で基準、要するに法令に基づいて基準を定めたりその解釈を行ったりといったような意味での、広い意味で言えば企画立案業務部分の方が一元的に食品表示課になり、それによって、従前はそういった企画立案的な部分というものも厚生労働省と農林水産省と分かれていたわけですが、その部分は組織的に一元的に食品表示課だけで検討することができるようになったという意味でございます。

執行の問題に関しては、もう随分長いこと御質問等いただいておりますけれども、執行につきましても食品表示課の方ができたことによって徐々に一元化に近づいているとはいえ、この部分に関して言えば、農林水産省との関係だけでなく、特に地方における執行というものに対して言いますと、組織的にはなお一元化ができていないというのが実態でございます。

その意味で何度かこの検討会でも申し上げてきたわけですが、検討会で御議論いただく対象としては、ここで言っているような表示の基準の策定といったような、実体法という言葉を使うと言われておりますけれども、実体法の部分に関しての御議論をお願いしてきたというところでございます。

地方における執行の一元化ということについては、消費者庁が地方支分部局を持たない形で発足していること、国の地方機関の新設ということについては、ネガティブな御意見も含めてかなりの困難を伴うこと、そういったこともありまして、なかなか有識者の方々の検討会で御議論いただくのはなかなか難しいかなと思っております。

○池戸座長 どうぞ。

○神宮司審議官 今、中村委員の御質問にだけお答えいたしました。その他の委員の御意

見等も伺ってきましたので、少し私の方から今の段階でのお答えをさせていただいた効果とは思っております。

まず、各委員の御意見が多かった御意見というものにつきましては、1ページ目の24行目のところでございます。これはなぜ食品表示を一元化するのかということに関して、消費者側の方から見た話が入っていないということの御指摘かと思いましたが、これは実は理由、大体おわかりいただけるかと思いますが、勿論、書けるのであれば書きたかったのですけれども、なかなか書くのが難しかった事情がございます。ただ、御意見を伺いまして、結論的にはこの部分については消費者の目から見た形での一元化の必要性ということについて何か書けるものを検討したいと思っております。

ただ、お願いなのですが、できれば消費者の方から見た一元化の必要性というものにつきまして、もう少し具体的に御意見いただければ事務方としてはまとめやすいかと思っております。

なぜかと申しますと、これはこの検討会の場ではなかったのですが、消費者にとってはこういった表示というのは一括表示のところに全部まとめて書いてあるわけだから、根拠法令がどれか等というのは一般の消費者は気にしないので、その意味においては、一元化をすること自体によって消費者にとってわかりやすい表示になるということは論理的に言えないのではないかと御指摘を検討会の外でもいただいておりますので、書くのを躊躇していたところはございます。

ただ、表示をぱっと見たときには確かに1つにまとまっているので、根拠法令がどうのということとは関係ないにしても、森田委員の御意見ですと、学びの場でわかりにくいというような御指摘がありましたので、より深く知ろうとする消費者の方々にとっては制度が2つに分かれているということはわかりにくさの要因になっているのかなという形で、森田委員の御意見を受け止めさせていただいたところがございます。この後の議論のところ、森田委員の御指摘以外のことで、消費者にとって一元化することの必要性ということについて、もう少し具体的な御意見があれば次回是非取り上げさせていただきたいと思っております。

複数の委員から御指摘があった点についてももう少しお答えいたしますと、1ページ目の8行目のところで3法の話からいきなり入っているということでございます。これは注釈等が必要であれば補足したいかと思いますが、これは前にも申し上げたかと思っておりますけれども、まずここで言っているのは食品一般を対象としている法律で、その内容に関する情報を提供させている法律すなわち表示の義務付けをしている法律は、まさに3法しかないと認識しております。

景品表示法は食品という切り口ではなく、全商品、役務を対象とする法律でございますので、その意味でここで言っているものからは外れるかなということがございます。個別の食品というものだけを対象にするものはそんなには多くありませんけれども、御指摘いただいている酒とか、そういったようなものについてはないわけではございません。ただ、

個別の食品を対象とする表示の法律というのはそれほど多くはないということでございます。

この部分につきましては、中間論点整理以降、外部の方からの御意見等も伺ってきたわけでございますけれども、個別の食品を対象とする法律まで統合するべきだという御意見がそれほど多かったわけではないと認識しているところでございます。

その他のところ、今の景品表示法に関連するところで申し上げれば、監視体制についての御意見がいくつかございました。この点につきましては、現在のところ、中央の部分に関して言えば、消費者庁の下で食品表示に関する法違反を一元的に執行していくことは形の上では可能にはなっておりますけれども、問題は地方ということでございまして、先ほど申し上げたような意味で、地方の監視体制の整備というものは非常に事実上難しい問題があるということに加えて、景品表示法まで視野に入れてまいりますと、公正取引委員会の地方事務所の方が現在地方で執行しておるものですので、これをやめさせるべきかどうかという議論になってくるということがございます。

それでもなお必要ということであれば今後の検討課題に残していくということは十分あり得ることかと思っておりますが、ただ、現状において言えば、地方においては複数の地方の執行機関があることによって、執行の手はその分だけ多くなっておりますので、景品表示法を食品に関して適用除外にするといった場合には、公正取引委員会の地方事務所がやっている分の執行というものはリソースから落ちますので、執行担当の審議官の立場としては、食品表示一元化に当たっても執行の水準は落とさないということを前提としたいと考えているところでございます。

あと自立のところにつきましては、課長の方から申し上げたところでありますが、そんなに深い意図で書いているわけではなくて、もともとは消費者の権利の尊重ということに関して、この報告書の中で明記することについて非常に多くの御意見がございました。基本法2条を見ていただければわかるとおり、2条という1つの基本理念の中で権利の話と自立の支援についての話は裏と表の関係になって一体のものとなっておりますので、消費者の権利というものについてのお話を強調すればするほど、その分だけ自立に関する記述も増えざるを得なかったということで、特段の意図があるということではございません。

食品以外の表示行政の方からみると、基本法制定によって自立ということが強調されることによって、消費者の自立ということを前提にするのであれば、消費者に対して適切な情報が提供される必要がある。したがって、表示というものの重要性が増していくというのは、申し訳ありませんけれども、ごく普通の文脈かなと思っております、御指摘は意外に思ったところでございます。

以上です。

○池戸座長 迫委員、中座されるということで、もし何かありましたら。

○迫委員 申し訳ございません。3点ほどお話をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、先ほど松原大臣の方から世界に冠たる食品表示に

したいという非常に心強いお言葉をいただきました。世界の潮流としての栄養表示等々の推進、これが全体の流れとしてできてきているものでもございますし、そういう意味で大変心強いお言葉をいただいたということをまず御礼申し上げたいと思っております。

今、審議官の方から最後にお話をいただいたことにちょっと重複いたしますけれども、コストと自立という言葉が常に前半の方で出てきていて、これが消費者庁としてのコストと自立というところはある意味突き放したような表現なのかなという受け止め方もされかねない。これはもしかすると後半の方の部分で御示唆いただくことになってくるのかもしれませんが、やはり自立支援というところを消費者庁が担うところを書き込んでいただくということが必要なのではないかということ。

さらに消費者庁が発足したことによって企画立案部分が一元化されたとお話をいただきました。この消費者庁が食品表示に取り組んでいく、こういう食品表示課が企画立案を一元化していく。このことの意味を今回の報告書の中にきちんと書き込むべきではないか。つまり、今までの私どもの議論というのは、どちらかという何が足りない、何が足りない、こうすべきだというマイナスの部分はどうやって指摘してより向上させていくか。しかしながら、まず第一歩目ができてきたのだと、そこから次の段階へスタートしていくのだという、その部分の書き込みももう少しあってはいいのではないかと思うところでございます。

大変申し訳ないのですが、中座させていただく前に、全体的な抽象的なコメントでございませうけれども、させていただきます。ありがとうございます。

○池戸座長 どうもありがとうございます。どうぞお大事にしてくださいませ。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 時間もありませんけれども、一応机上配付のものでいくつか確認させていただきたい点と修正させていただきたい部分がございます。

机上配付の3ページの従前の食品衛生法とJAS法の重複等、15行目のところの用語の使われ方も異なるということで、これについて具体的にいくつか事例を脚注か何か入れてもらった方が、今回そういうことは改善されるのだということが明確になるのではないかと考えておりますので、御検討をお願いしたいと思っております。

4ページのところは、先ほど中川委員とか御指摘がありましたので、私はやはりこの報告書というのはいろんな方が読まれると思うのですが、特に一般の方も皆さん等も平易にわかるようにということと、組織面でとか実体法というのはここを何回も読んでいても頭の中に通らなかつたので、その点については何か平易な表現に書き換えていただければというのが2点目。

3点目の(2)が食品表示の目的ということになっているのですが、私は中を読むと、タイトル自体がここはもし中身がまた変われば違いますが、「消費者の権利の実現と自立支援における表示の重要性」とか、要するにタイトルの付け方が適切ではないのかというような気がします。

5 ページ目は、語句のところ、「言を待たない」というのはここだけ非常に格調の高い文章なので、それは普通の平易な言葉の方がいいかなと思います。その辺が細かいところです。

議論になるかとは思いますが、6 ページ目、皆さんの方の資料ですと3～4 ページの表現で「一般的に」というところから「表示の機能は」ということでほぼ関わりがある。しかし、特にということで食品の表示が他の表示に比べるとという辺りが、他の商品でもいろんな情報が必要だということがありますので、その辺のところは削除していただければと思うのと、第7回目のときにも私は議論を申し上げたのですけれども、食品の安全、品質とか選択とかということ、言葉で言ってもらえるのがいいのしょうけれども、それがどういう項目になるかということ、具体的に定義しないといけないことです。これは海外でもそういうふうにされていますので、現状の、例えば、加工食品のところの原材料表示とか内容量とか期限表示とかという、現行の狭い範囲でいけば、例えば、消費者の健康保護ということについてはアレルギー表示のことを指しているのしょうし、後段の食品の安全性に関わる情報というのはよく理解できませんので、ここは食品を安全に取扱い、保存し、そして使用することに関わる情報だというふうに明確にすべきであると考えます。

なぜならば、例えば、食品添加物は食品安全委員会でリスク評価をされて、リスク管理として厚生労働省の方で使用基準が決められているということで、原則的には安全性が確認されたものが表示として最終的に表れるということですから、これが誤解として、例えば、食品添加物に関する情報とか安全性に関わる情報であるかとの認識をする人がいる、例えば中間報告のところでも遺伝子組換えに関わる情報についてもかなりコメントや意見が出されましたけれども、これについても同じように食品安全基本法のリスク分析の手法の中で日本の中で食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省でリスク評価及びリスク管理の機能的分割と協力体制がきちんとなされていますので、そういう点からするとここは食品の安全性に関わる情報と読み間違えてしまいますので、書くのだったら具体的にこのような表現の方がいいのではないかと考えております。

もし他の食品の安全ということで義務表示、現行であるということであれば、そのことをきちんと項目立てて分けてもらってということで意見として申し上げます。

以上です。

○池戸座長 どうぞ。

○神宮司審議官 まず、今回の報告書について、文書審査的な御意見も含めて御指摘ありがとうございました。

4 ページの32行目にございます食品表示の目的のところなのですが、実はここは書いていて表題にはやや迷いがあったところでございます。というのは、本来ここで記述されている部分というのは、食品表示の機能というべきものなのかなと思いつつ書いていたところがありました。機能ないし役割、それはどちらでも同じようなことかと思いません。

ただ、ここを「目的」という表現にしていたのは、この検討会を始めたときに最初事務局側の方は機能と目的を分けるような形で提示させていただいたのですが、そのときにその2つを分けることについては、検討会の委員の方々の御意見としてはネガティブな御意見の方が多かったかなと思いました。以後、事務方の方としては、目的という言葉だけを使っております。

確かにそのために4ページ目の32行目の目的のところと、今度は制度の中の目的として7ページの7行目に出てくるところで同じ目的という言葉が使われていますので、ここは書いていて迷ったところでございます。

その意味においては4ページ目の(2)の食品表示の目的というところについて、例えば、ここを機能なり役割という言葉に変えるということについて、他の委員の方々にもそういうことでよろしいのかどうか、御意見を伺えれば非常にありがたいかと思っております。

6ページ目の食品の安全性についてなのですが、これは書くときに我々でも議論したのですけれども、結論的にはここでの食品の安全性についてはあまり厳格な定義をしたものとしてではなく、一般常識的な日常用語的な意味で使おうということで書きました。その意味においては、例えば、食品安全基本法とか、そういった法律が用いているような概念との整合性ということは特に意識しないで、日常用語として書いております。

確かに食品に関して安全なものだけが流通されているということは、制度がそういう前提になっているということはおっしゃるとおりかと思えます。ただ、そこは消費者安全法 の概念を使えば、それは通常有すべき安全性を備えているということなのだと思いますので、その意味においてリスクが絶対にゼロだということは、どんなものでもたとえ食品だとしても、それはないことかと思っております。

先般、初めて消費者庁として、食品添加物が原因として考えられるアレルギーに関しての注意喚起等を行いましたけれども、その注意喚起の事案は化粧品と食品との関係において生じることが疑われるアレルギーに関するものでございましたので、消費者の側にとっては、通常、安全性を持たれている食品が流通しているところであったとしても、アレルギーの問題のように個別の消費者側の方において食品以外の別の原因によって、専門的用語で言えば感作というものが起きたときには、食品の方で惹起が起こるということも今回ある、そういったことがあり得るということで注意喚起をした次第でございます。そういった意味では、食品の安全性というようなことを概念として用いて特におかしいことではないのかなと思っております。ここは食品の安全性という言葉について、各委員で違う定義なりイメージを持たれているのであれば、それは事務方が申し上げているのとは意味が違ってしまいかもかもしれませんので、もしできればそういった点についても御意見賜ればと思います。

○池戸座長 多分これを読んだときに、これは報告書ですから、読んだ方が正確にわかるという意味で言われていると思うので、説明の仕方のことだけだと思うのですけれども、

特段、今、鬼武委員の御指摘のところを書き込んでも問題ないのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

どうぞ。

○市川委員 今の審議官の方のお話を聞いていると、食品には結局いろんな可能性がありますね。だから、食品添加物も遺伝子組換え食品も何らかのリスクがある小さな小さなリスクのところまで気にしたら、国がやっているリスク評価は一体何なのかみたいに受け止められかねないなという危惧を持ちました。

ここで言っている私たち食品の安全性に関わる情報ということについて、先ほど鬼武委員さんからも出ましたけれども、この検討会できちんとこういう定義ですねみたいところはやっていないですね。なので、やはりこここのところは、私たちは食品の安全性に関わる情報はこういうことですよというのを一回認識した方がいいのではないのでしょうか。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

では、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 3ページと4ページの上半分の関係で、自立と安全性と表示、健康の関係も含めてちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。1つは、最終的な報告書ができたときに消費者団体としてはこの報告書を使ってみんなで広く学習をしたいと思っているということが1つです。

ですから、そのような意味でそういうようなよく理解が進むというのに足りるものを是非つくりたいということが前提でもあります。消費者からすると、ふだんの買い物、購買の場面、利用を続ける中でいろんなことを理解し、そういう中で成長という言い方がいいかわかりませんが、その中でいろいろわかり、成長しながらというようなことが1つあると思います。そういうようなこと自身が自立だと認識しております。ですから、その意味で表示、情報提供というのはそういう意味でとても大事なものであるということに期待しているということです。

その関係と安全なものが日本で流通しているということと併せて、もう一つ、食品で完全に安全なものはないということも事実でありますから、そういうような意味で安全、いわゆる健康の問題、言い換えれば不健康の問題というのは、冒頭委員の方から御発言をいただいた中身とも関係しますけれども、不健康というのは言い換えれば緩慢な死でもあるわけですし、社会的には大変大きな無視できない膨大なコストでもあるかと思えます。

そういうような意味で、私などからすると、安全ということにはすぐどうにか症状が出るだとかということに限らず、それ自身については普通問題ないのだけれども、その食品との付き合い方、摂取の仕方、組合せの仕方等によって、それは人間が不健康になり得るということも大きなテーマだと思うのです。そのような意味で先ほどもコストの問題もありましたけれども、大きな社会的なコストにも現在なっております健康問題ということも含めて、それは消費者の大変選択の問題、自立の問題とも関わるテーマであるというよう

なことで、そういうような観点からも今回の情報提供ということについては考えていく必要があるのかなということ自立というキーワードとの関係で思いましたので、意見として述べさせていただきます。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 関連してです。安全性について定義付けは難しいと思いますので、本検討会において使っている用語としての食の安全とか安全性とかということについて、こういうことではないかとまとめる必要があるのではないのでしょうか。

意見があったように、食品だってリスクがあって、それも人によって異なるわけです。ある人にとっては非常にリスクの高いものになったりしますし、アレルギー等は典型的です。取扱い方によって健康被害に及ぶ。それは、例えば、保存方法を間違えたとか、消費期限を大分過ぎて食べてしまったとか、いろいろ取扱方法がありますので、ここで言う安全というのはこういうことかというようなわかりやすい表現でまとめておくということが当面の宿題ではないかという気がします。

○池戸座長 安全の方は6ページの方にも書かれていますので、今、言われた御意見を踏まえて。

では、どうぞ。

○中村委員 先ほどの審議官がおっしゃった件で、1つ企画立案と執行ということで、厚生労働省におかれては、企画立案は基準審査課がやり、もう一つ、執行のことについては監視安全課が執行について監視しているというシステムになっていると思うのです。したがって、新法ができて食品表示が新たにいくとすれば、企画立案のところは食品表示課でしっかりやっていただけるにしても、執行のところを監視していくようなところが併せて強化されるとか、何かそういう課ができるとか、そういうことを新法と併せてやっていただくことが必要ではないかと1つ思ったのと、先ほどから鬼武先生もおっしゃっておられるのですけれども、1つ事実誤認があるので、食品添加物についてですけれども、これは安全性が確認されているものは指定添加物だけです。添加物は4種類ありまして、厚生労働大臣が審議会を開いて安全性を確認して指定するものが1つです。もう一つは、食品衛生法第10条の例外規定として、天然香料と一般飲食添加物については新法を適用しないということになっているのです。いわゆる天然添加物、既存添加物ですけれども、現在、365ありますが、これは平成7年に食品衛生法を改正したときの経過措置として、今、流通しているものについては認めようということで、あくまで表示のため、もともと表示のための既存添加物の制度ですから、何も安全性が確認されていることではないので、そこは一つ事実誤認のないようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○池戸座長 その他どうですか。時間もあまりないですけれども、ここで議論してもいいのですが、やり方として、今までのところ4分の1しか終わっていないのですね。とりあえず意見をいただいて、今日いただいた意見を踏まえて、また修正したもので御意見をい

ただくというやり方もあるかと思うのですが、どうぞ。

○中川委員 今のところでどう修正するかについて発言をしたかったのですがいいですか。

○池戸座長 どうぞ。

○中川委員 今、安全性のことが出てきましたが、安全性については、消費者安全法で言う製品の安全性と同じことだろうと思うのですが、その辺りの整理も一言加えていただく必要があるかと思います。食品の場合の表示というのは、機械ものであれば使用上の注意みたいなどころと似ている部分もありますので、それと同じように考えていいのかどうか。その辺りも消費者庁としては、報告書の中に検討しておくべきことではないかと思えます。

報告書の書きぶりで、先ほど審議官がおっしゃったことですか、資料の2ページの29行目の目的という言葉が機能としてはどうかという話でした。そう言われてみれば、確かに4ページの26行目にも目的というものがあります。私は先ほど1条、2条等という議論をしましたが、言われてみればたしかに、4ページの26行目の方がむしろ条文をイメージしたような書きぶりですね。他方、2ページの29行目、先ほど自立だとか何とかと議論した部分は、食品表示そもそも論みたいな感じです。だから、先ほどの優先とかそういう話も出てきたのかと。全てをくくったようなことなのかなと思いました。そうであれば、2ページの29行目の表題はもう少し他の言葉にしないといけないですね。条文で言う目的を意味しているのかなと私のように読者が誤読してしまうと思いますので、食品表示の存在理由であるとか、機能であるとか、そういった形で大きくりな表題を付けるべきではないかと思えます。

書きぶりについて、先ほど2回前ですか、審議官がまとめてお答えになっている部分について少し意見を申し上げたいのですが、最初に1ページで消費者が出てこない。何と書くか逆に提案しろとおっしゃいましたけれども、前の懇親会の後でいろいろ整理した結果、消費者としては、消費期限と賞味期限みたいな紛らわしい表示はないという認識であれば、それはやはり書かないといけないと思います。例えば、報告書の案として、事務局としてとりあえずこういう認識であると。消費者はここに書いてあるもので、これ自体が紛らわしいわけではないと。だから、法律が一元化しようがどうしようがどうでもいいのだという現状認識であるというのであれば、そういうことを書いていただいて、それに対して、いや、まだこんなに紛らわしいものがあるんじゃないかという議論が出てくれば、結局、消費者についてはまだ紛らわしいものが残っているという書きぶりになると思いますし、確かにないねということであれば、消費者については紛らわしいものがなくなったと一言書いていただければいいと思います。いずれにせよ、消費者について課題が残るかどうかは別として、一言書いていただかないと、何も書かないというのはやはり何だこれはとなると思えます。

同じように1ページ目の3法についてもいろいろ議論がございましたけれども、食品一般を対象としたものだけであると確かにそう書いてあるのですが、それは脚注か何かで、

例えば、トレーサビリティ等は個別法なので、その検討会の対象になるのかどうか微妙ではありますけれども、とりあえずここでは今、入れていないということは補充的に書いていただくのが親切だと思います。

あと、これは課長さんがお答えになったことですが、選択の機会の意味ですが、これも懇親会の報告書では、選択の機会と安全と誤認させないと3つに分けて書いていますので、それと同じ意味なのかどうかということ、懇親会の報告書を引用しているわけですから、その整合性といいますか、言葉が同じかどうかは是非注記していただきたいと思います。

最後ですが、自立の話。審議官がおっしゃったのは事前規制から事後規制へという文脈で、自主的なものだから、開示規制しましょう、要するにディスクロージャーさせましょうという例の話だと思うのですが、それは選択の機会の場合には確かにそのとおりですが、ここは食品表示の目的と書いてあるところで選択部分だけが延々と書いてあります。選択の機会の場合は確かにディスクロージャーすることによって自主的な、事前にかちがちの規制を加えるのではなくて、基本的に開示規制にして、そしてあとは自分で判断していただくという発想をおっしゃったのだと思います。そういう意味で自然だとおっしゃったと思うのですが、それはそのとおりです。しかし、食品の場合はもう一つ、安全のため、先ほど使用上の注意と言いましたけれども、また違った観点からの表示規制も入ってきていますので、おっしゃったことだけで食品の表示規制の存在意義が説明できるわけではない。そのような一部について1ページも使って書いてあるというのに違和感を抱いたという趣旨です。どういう意味で自立という言葉を使うのかということ。実際は2つあると思いますので、それはまた後で事務局とお話をしたいと思いますが、消費者の自立について、委員の理解と審議官のおっしゃった理解で違う意味で使っているようにも思いますので、その辺りも注意していただければと思います。

すみません、長くなりました。

○池戸座長 手島委員、どうぞ。

○手島委員 2点ですけれども、1点は、鬼武委員がおっしゃったように、1ページ目の20～22行目ですが、今までの食品衛生法とJAS法の間には重複がみられるものがあり、また、用語の使われ方も異なるものがある等という、ここがわかりにくくしていたものであるということなので、この辺りに関しては具体例という形で示していただくとよりわかりやすくなるかと思います。

もう一つ、4ページ目の10行目、食品の安全性のところの議論ですが、基本的には、鬼武委員がおっしゃったような、食品の安全性というのは、食品を安全に取扱という項目が該当するかどうかと思うのですが、短くするとすれば、食品の安全性の確保に係るということで、食品衛生法等は、食品の安全性の確保という言葉を使っていますので、そういう言葉を使うと短くは表現ができるのかと思うのですが、食品の安全性に関しては、定義的な形でまたさらに議論していく必要があるかと思います。

○池戸座長 それでは、とりあえず次のところに進めさせていただきます。

関連するところは戻っていただいても結構ですので、4ページの15行目から7ページの13行目、(4)義務表示事項の範囲までというところです。

事務局の方で御説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から資料の続きの御説明を申し上げたいと思います。

4ページ、(3)でございます。ここは「新しい食品表示制度の在り方」ということでございます。食品表示制度につきましては、消費者の方が、その表示を見つけて、実際に目で見て、その内容を理解し、活用するということによって価値を発揮するというところでございます。

ですので、21行目にございますように、制度の検討に当たりましては、消費者の方がその表示を見付け、実際に目で見て、これは見やすさということだと思いますけれども、その内容を理解し、消費者が活用できる、これは理解しやすさということでございますが、こういったものの視点を持って検討を行うことが重要だとしております。

ここはア～エまでございまして、まず、アでございますけれども、「新制度の目的の定め方」でございます。目的につきましては、今、御議論がございましたので、その点はまた次回の検討会で引き続き検討したいと思いますけれども、ここでは、33行目にございますが、新制度の目的を考えるに当たりましては、今の制度がわかりにくい理由として、目的が異なる複数の根拠法があることかと思っております。ですので、表示に関連する用語の定義や解釈が異なっているということに留意するというところでございますので、仮に新しい法律を作った場合は、5ページ目の2行目、新たな食品表示制度の目的は、できるだけ簡明に、まさにシンプルなものにしてはどうかとしてございます。

5行目、イ、ここは「用語や解釈の統一」ということでございます。

そこに過去の内閣府の調査を掲げてございますけれども、「説明に用いる言葉は統一し、わかりやすく整理してほしい」というものがございました。

12行目以下にございますように、ここは食品衛生法とJAS法の違いということで、同じものでも定義が違っておりますので、こういった用語の統一・整理を行うことが適当だとしております。

20行目、ウ、ここは「情報の重要性の整序」ということでございます。

(ア)と(イ)がございまして、まず、情報の重要性は消費者の方々によって異なるということでございます。WEBアンケートを御紹介いたしましたけれども、28行目、より重要な情報がより確実に消費者に伝わるようにするということが基本ではないかとしております。

6ページ目の3行目、この「より重要な情報」というもの。これは消費者の方々求める情報には様々なものがあるということございまして、消費者の方一人ひとりにとって、その重要度も様々であると。しかしながら、表示義務を課して行政が積極的に介入するというもののうち、全ての消費者に確実に伝えられるものの情報といたしましては、例えば、

アレルギー表示ということとか、期限表示、保存方法等、食品の安全の確保に関する情報が位置付けられると考えております。

10行目、(イ)でございますけれども、情報の重要性は食品によっても異なるということでございます。

まず冒頭、加工食品、パッケージに入っているということで、外から中は見えないということでございますので、選択する上では表に多くの情報が必要ということでございます。

対しまして、19行目、いわゆる生鮮食品、野菜、魚、肉等でございますけれども、これはある程度、経験のある方であれば、実際に手に取ってみれば、ある程度わかるということでございます。

これら(ア)と(イ)を踏まえますと、24行目でございますけれども、新たな食品表示制度の検討に当たりましては、情報の重要性に違いがあるということをも前提とした制度設計が適切としております。

最後のエでございますけれども、ここは「表示の見やすさ(見付けやすさと視認性)」ということでございます。

先日御紹介したWEBアンケート結果でございますけれども、例えば「字が小さいためにわかりにくい」というお答えが多かったということでございます。

さらに7ページ、2行目、前述の内閣府調査でも、やはり見やすさの観点から文字の大きさについて改善する必要があるという結果が出ております。

4行目、高齢化社会が進展しているという中で、高齢者の方もなるべくきちんと読み取れるためには、やはり文字を大きくすることが大事ではないかとしております。

9行目、「このため」というところでございますけれども、ここには2点ほど、たたき台では3点ほど御紹介しましたが、いずれにしても、12行目にありますように、食品表示の文字を大きくするためにどのような取組が可能かということの検討が大事ではないかとまとめております。

以上、私の御説明でございました。御議論のほど、よろしく願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

今、御説明のところにつきまして、引き続き御意見とか御質問がございましたらどうぞ。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 6ページ目の19行「生鮮食品は」というところですが、「外見からでもある程度その内容に関する情報を得ることができる」。ある程度でしょうけれども、生鮮でも、例えば、ポストハーベストであるフルジオキソニルとかTBZ、イマザリルにおいては表示していただかないと、見たってこれはわからないので、ここの書きぶりについてはちょっと考えていただきたいと思っております。

○池戸座長 その他どうですか。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 (3)ということで、これもちょっとタイトルが、中身を読んでいまして、

少しタイトルを、例えば、「新しい食品表示の在り方と現行表示制度の問題点」とかそういう形に変えてはいかかかなと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他どうでしょうか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 5ページ、用語の解釈や統一のところで、これまでの検討会の議論の中で議論されていたことで書いていただきたいと思うことが2点あります。

1つは、消費者を誤認させるような言葉、用語の使い方、そういうものも取り上げて書き込んでいただきたいです。例えば、不使用であるとか無添加とか、これが消費者にはそういう言葉が付くことによってその商品があたかも品質がよいようなミスリードをしているのではないかなという、これは私は今まで何回か発言しておりますが、その点を書き加えていただけたらと思います。

もう一点は、同じ法律の中で要はルールに統一性がないという部分があるということです。JAS法と食品添加物についてそれは以前、検討会の中でお話しているのですけれども、加工食品品質表示基準の中で矛盾が生じているところがあると思います。食品添加物についても一括名と用途名の辺りに必ずしも合理性がない。食品の種類によって違っているという辺りも検討していただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 4ページと5ページに「解釈の統一」という言葉が出てきて、これは用語の統一というのはわかるのですけれども、解釈がまちまちになっているということでしょうか。つまり、1つの言葉について何か届けによって違うとか、それは解釈を統一すればいいだけの話で、立法の問題ではないような気もするのですが。

5ページの5行目のイでは「用語や解釈の統一」とありますが、例は用語の統一だけが出てきているような気もするのですが、同じ1つの言葉について解釈がまちまちになるということは実際あるのですか。これは質問です。

○池戸座長 何か具体的な例示がございますか。

○平山企画官 ここでは具体的にはお示ししていないのですけれども、例えば、今でいくと、JAS法や食品衛生法等のルールがあるといったときに、これは解釈の問題というより、組織のあり方に起因することかもしれません。例えば、同じ質問を、こちらの組織に聞くとこういう解釈、また、別の組織に聞くと異なる解釈を示されるということがあるということでございます。そういう意味では、中川先生がおっしゃるように、法令の解釈の話ではないということかもしれませんけれども、お問合せするところによってお答えが違うというお声の一部にありますので、そういったこともこれを機になるべく整理をして、逆に言うと、消費者の方、事業者の方にわかりやすいものにするということにしたらどう

かということでございます。

○中川委員 聞くところによって答えが違う。それは、それぞれ権限を持ったところが答えているのであれば、それは多分用語も違うのだと思います。たまたま同じ用語かもしれないけれども、違う法律に書いてあって、だから、当然解釈が違うとなるのだと思うのですが、解釈の統一がとれていないからいけないというものがどういう問題意識なのかいま一つわかりにくいので、具体例を書いていただければと思います。

○池戸座長 その他どうですか。

どうぞ、二瓶委員。

○二瓶委員 今の解釈問題は、私もいい事例が思い浮かばないのですが、例えば、表示について行政に相談した場合、先ほどもはっきりしないというのを言ったのですが、例えば複合原材料の省略について、省略していいという規定があるわけですね。消費者にそれは何でできているか、一般的に知られているものは省略していいとなっているのですが、一般的に知られているかどうかという判断が付きにくい。複合原材料で言えば、JAS規格やJAS法の品質表示基準で定義のある商品は省略していいとなっているのですけれども、これはわかりやすい、知られていることなのかどうかという問題もありますね。

そんなことが今、思い付いたということと、5ページの「用語や解釈の統一」で言うと、事例として「製造者」「加工者」あるいは乾燥果実等について述べられていますけれども、定義についてきちんと統一するというのは大前提だと思うのですが、今回の新法そのものの条文には別に急いで統一しなくてもよろしいのかなとも思えるのですけれども、ただ、今後のことを考えると、今、JAS法と食品衛生法で違っている定義、特に生鮮食品と加工食品はずっと前のこの検討会でも申し上げましたが、JAS法で言う生鮮食品が食品衛生法では加工食品になっていたりします。とりわけJAS法については一覧表になっていますので、事業者にとっても消費者にとってもわかりやすいのですけれども、食品衛生法で言っている加工食品と生鮮食品は一覧表にもなっていませんので、その都度、保健所等に聞いてもはっきりしないのです。栄養表示について自主的に進めるときにも、できるだけ多くしたいというときに、加工食品はしましようと言われるのですけれども、では、加工食品はどこからどこまでですかとはっきりしないことがあります。

そういうことのように、生鮮食品、加工食品という一番大きな分類概念が違ってきます。ここでは乾燥果実がありますけれども、御存じのように、食肉とか生ガキあるいは切り身やむき身になった鮮魚介類は食品衛生法上は加工食品ですけれども、JAS法上は生鮮食品です。生鮮食品でもいいし、混合品は、例えば、牛豚合いびきとか、刺身盛り合わせはJAS法上も生鮮食品ということになります。

食品衛生法もJAS法上もたくさんの個別の品質表示基準があるわけです。これらについて用語とか解釈を統一するのは非常に大変な作業で、力仕事だと思うので、新法の文章としてはともかくですが、今後の表示基準を整理、統合するという作業に当たっては、早く、大変な力仕事なので、多方面のといえますか、専門的な知見をお持ちの方々、ワーキ

ンググループであるとか、専門部会とか、いろいろな場でそういう多角的かつ重層的な検討、研究をやっていかないと新法が成立した後でもさまざまな表示基準をつくっていくというものが焦眉の課題になってきますので、そのようなことをこの機会に申し上げておきたいと思いました。

○池戸座長 では、森委員、どうぞ。

○森委員 先ほど、中川委員の方から定義や解釈の部分がわかりにくいというお話で、確かに法律で決まっている内容をどう解釈を統一するのかということではないのだろうと思います。ただ、先ほどからも出ていますように、あるいは5ページの13行目の例にある「製造者」「加工者」をどう理解するのかといったところでは混乱が見られるということなのだろうなど。そういったところを解釈という表現をしているのかなと私は感じております。

また、二瓶委員の方から一元化の検討会で新たな法律ができた後に用語の統一や整理をするというお話がございましたが、どういったものが混乱を起こしているのかということ、別に一元化の法律ができなくても、もっと早くできるのではないか、そういったものがあるのかなのか。まず、その整理を先にやっていただきたい。

法律を一元化して新しい法律ができてから、その中で初めて整理、統合できるものもあると思いますが、そうではなくて、既に消費者庁さんでは3法の表示に関する部分については、法律を変えなくてもできる部分もあるのではないかと。そういったものを整理することで、できるものから先に進めていただくこともあるのではないかと。そういったところを検討いただければいいのかなと。あるいは今すぐできないと思いますが、この検討会でここまでやってきて、ほとんどこれに手が付いていませんから、そういった意味では、これからの課題の中に書き込むべき項目かなと。思っております。

以上です。

○池戸座長 では、森田委員、どうぞ。

○森田委員 先ほどの「用語や解釈の統一」のところですけども、ここの文章のところは、今回、対象になる3法の法律の中における用語や解釈の統一としないといけないと思います。先ほどの市川委員のように、無添加とかそういった話というのは、むしろ任意表示の中の話なので、そこはごちゃごちゃにならないように、法律3法における用語の統一と書いていただいた方が誤解を生まないと思います。先ほどの無添加とかそういった問題に関しては、むしろ任意表示という項目をどこかに設けるか、最後の検討課題に持っていた方がいいと思います。

あと、ここの事例ですが、乾燥果実の後に刺身とか生肉とかそういったものを1つ加えていただいて、食品衛生法では生鮮になって、例えばJAS法では加工品になるとか、盛り合わせの事例とかを入れていただくとわかりやすいのかなと。この統一に関しては今、出てきたことですから、今後も検討をすることが必要であるということを入れていただければと思います。

それから1ページ戻りまして、4ページの「新制度の目的の定め方」でございますが、

ここに新制度の目的とございますので、ちょっとさきの話に戻るのですが、2番の「食品表示の目的」は別の表記ということだったのですが、そこは例えば「消費者行政における食品表示の役割」と表記を変えるとすると、このアのところは「新制度の目的」となります。ここに新制度の目的が来れば、4ページの28～32行目の部分は、4ページの10～13行の食品表示の目的についてというところと書き方を同じにしてください。「食品の安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし・・・」の部分が目的なので、そこを明記してもらって、2の部分の役割ということになると、その書き方のところをもう少し精査していただければと思いました。

以上、2点です。

○池戸座長 ありがとうございます。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 4ページ「新しい食品表示制度の在り方」ですけれども、ここの23、24行で新たな検討に当たっては、消費者がその表示を見付け、実際に目で見、その内容を理解し、消費者が活用できるものになっているか否かの視点をもって検討を行うことが重要とありますけれども、これはそういう活用ができるものにする必要があるという言葉にするべきではないでしょうか。これは現状のものがどうかを吟味してということではなくて、そういうしっかり見やすいもの、理解できる、活用できるものにする必要がある、そういう新しい食品表示制度をつくるという書きぶりを変える必要があるのではないかという意見です。

5ページ「情報の重要性の整序」ですけれども、ここで義務表示が必ずしも消費者に伝わっていない。そういうことを前提として、できる限り多くの情報を表示させることを基本に行うよりも、より重要な情報がとまとめられていて、そうすると、アレルギー表示、保存方法、期限表示等ですねというまとめになっているのですが、度々申し上げていますけれども、表示をわかりにくくしているのは、例えば、原料と添加物が一括に記載されているであるとか、その添加物が物質名だけで何のために入っているのかわからないとか、さまざまな課題があってということがあると思います。

ですから、とにかく何でも表示しろというのではなくて、きちんと一元化に併せて現行のルール改善が必要などところを見直してきちんとした表示ルールをつくってほしいということがあつたわけですから、その辺りのことの記述がないと思っています。見る人が少ない、書いてもわかってもらえていないということから必要性が云々ということではなくて、消費者に読み解く能力がないから、その少ない能力に合わせて表示を減らしていいねということにならないように、その辺りだったら、学校教育とか、他の工夫で向上を図るべきであつて、消費者庁もきちんとその辺りは役割を担うところでございますし、そういうところの記述を少し入れていただければと思っています。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

どうぞ、仲谷委員。

○仲谷委員 表示制度で見やすさ、わかりやすさ、理解ということであるわけですが、ここで課題としてかかえていますのは、用語の統一でありますとか、情報の整理、表示の見やすさということはあるのですけれども、一番最初に表示がわかりにくいですねといった事例で出たカップラーメンを思い出せば、1つの一括表示の中にありとあらゆる情報が括弧書きで網羅されているということで、それ自体が非常にわかりづらいということがあったと思うのです。ですから、文字の大きさもしかりだし、用語の定義もしかりですが、それぞれの消費者の目的にあった表示がすぐに見付けられるという視点の表記がいただけたらと思います。

もう一つ踏み込めば、先ほどの栄養成分表示にもございましたが、文字の羅列では、消費者のそれに対する関心はなかなか厳しい。よほどそのことについて注意をされている方でないと。例えば、栄養成分で活用していただこうとすれば、それに親近感を持つ、あるいはわかりやすい、言葉が難しいのですけれども、興味を持てるとか、そういう表示を目指すところにもう少し踏み込むことが必要ではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 2点ですけれども、4ページの18～24行目辺りで、消費者にわかりにくくということが課題として書かれていますので、これは今日の前半で議論になった報告書の1ページ目の一番最初で消費者が出てこないところとどう関係するのかというところがちょっと疑問です。課題はあるのではないかと。4ページでは課題があるという認識で、しかし、1ページではそんなにはないのではないかとということをおっしゃったような気がするのですけれども、その辺りはそう理解していいのかということが1点です。

もう一つは、5ページのイの先ほどから何人かの委員がおっしゃったことですが、用語の統一です。食品表示制度の目的を消費者安全と選択の機会の確保とした場合に、果たしてうまく用語が整理できるかは、立法がうまくできそうかという1つのテストだと思いますので、これは同時にいくつかのサンプルで検討して方がいいのではないかと。例えば、ここに乾燥果実のことが書いてありますが、食品衛生法では生鮮食品、JAS法では加工食品と。しかし、それぞれ安全の観点からは、生鮮食品としての表示が必要であり、選択確保の観点からは、加工食品としての、塩が振ってあるとか、そういう表示が必要だということで、結局、あまり変わらないということになるかもしれないので、その場合にどういう、新たなカテゴリーをつくるのかという辺りが、これが多分本丸の1つだと思いますので、目的だけ2つ並べて書いても、結局は表示の仕方があまり変わらないでは、あまり意味がない気がしますので、この辺がどの程度できそうかというのは、同時並行で検討をされないといけないのかなと思いました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

用語の統一と、その前に定義が異なるというので、前から定義を明確にしろという御意見があったので、そういうものも必要なのかもわかりませんね。

その他どうでしょうか。

では、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 5ページの22行目からの「情報の重要性は消費者によって異なる」というところで、WEBアンケートの調査の話が記述をされています。商品に表示されている事項の全てを見ている消費者は必ずしも多くはない、言い換えればということで、商品情報の全てが消費者に伝わっていない、という結果となったと結論付けられているのですけれども、主に何をみますかということで、どうとらえるかだと思います。例えば、日付の話、消費期限、賞味期限の関係で言えば、7割以上の人が見ていると。一括表示の関係でも半分近くの人が見ているということでもあります。いわゆる全てを見てそもそも買い物等をするのかと。それを求めているのですかということからすると、ちょっとこの言い換えればという、伝わっていないという、必ずしも全ては見ないでしょうと。でも、それイコール消費者に情報が全て伝わっていないから問題があるという、その結論付けというのはすごく違和感があると思うので、例えば、このアンケートの結果を使うのであれば、もうちょっと言い方を変えるだとかにした方がいいのだと思うのです。これで見る限りは、基本的に必要なところは見ているような気はするのです。

○池戸座長 他はどうですか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 確かに人によって何が重要かという情報については違うと思うのですが、しかし、弱者というのか、アレルギーを持った方にとっては、ほとんど、99.9%の人が必要でない情報が必要なわけですね。だから、そこの観点が弱者を保護というか、救済するという観点が必要ではないかと思います。

○池戸座長 その他どうでしょうか。

○神宮司審議官 今、出た御意見のうち質問という形で中川先生の方からいただいた点ですが、説明が大変舌足らずで申し訳なかったのですけれども、一元化をする必要性に関するところで、消費者ということについて触れていなかった理由として、所管法律が2つに分かれていても、別にわかりにくいことはないという、外部の御指摘を受けたことがあるということを申し上げたわけでごさいます、事務局としてもそう考えているということまで申し上げたわけではございません。

一方で、今の表示はわかりにくいのか、わかりにくくないのかということについて申し上げますと、御質問いただいた4ページの22行目のところで見たとところで述べているような意味での部分、つまり、消費者がその表示を見付け、目で見、内容を理解し、消費者が活用できるものになっているのか否かという、このところについて言えば、事務局の方としては、この部分に関してよりわかりやすくするための必要性はあるだろうと思っております。ただ、そのことが一元化をする理由になるのかといった点については、

ストレートにその2つが結び付かないところはややあるかなと思っております。

したがって、一元化に当たってこういったわかりやすきの部分で同時に解決しておくべき部分があるかどうかということと、あるいは一元化という機会でなくても、わかりやすさに関して改善をしていくべき部分がある部分と、その2つがやや混在しているのかなと思っているところがございます。

ただ、やはり法律の目的がなるべく簡明で1つのものにならないと、例えば、どういう観点から表示項目を並べていくかといった辺りも決まってくるので、その意味では、一元化をすることが、情報の重要性の整序を通じてわかりやすさにつながっていくという部分はあろうかなと思っております。

いずれにしても、最初の1ページ目の24行目周辺のところの記述については御指摘を踏まえまして、修正を検討していきたいと思っております。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

その他いかがですか。

これは私の考え方ですけれども、ここにも記載されておりましたように、法律としてはできるだけ簡明な形ということになるのですが、いずれにしても、政令、省令、告示という段階に下りてきます。その場合、最初の1ページに書いておりましたように、照会等に関してコストも手間も非常にかかるということに配慮した検討が必要かと思われます。すなわち、一元化を機会に根拠規定をわかりやすくするということです。例えば、現状では、JAS法と食品衛生法が、もともと目的がそもそも違いますし、経緯があるので、どうしても根拠等が違ってはいるのですが、特に食品衛生法ですと、通達、通知マターがかなり多いのです。だから、そこが一般の人にはわかりにくくてネックになっているところがあると思うのです。まだJAS法の方がわかりやすいところがあるかと思いますが、今回統一化により改善してそこはわかりやすい規定の工夫をしてもらえると大分、事業者の方も相談されて、消費者に答える方もわかりやすいのではないかなということが言えるのではないかと思います。この部分のことが記述のどこに入るのかわかりませんが、そういうものも重要なところかと思っております。

その他いかがでしょうか。

とりあえず、また次のところに進めさせていただいて、御意見をいただきたいと思いません。

次が、7ページの(4)義務表示事項の範囲から10ページの13行目までです。

事務局の方で御説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 では、私の方から御説明申し上げます。

まず、7ページ、(4)を御覧ください。ここは「義務表示事項の範囲」としております。ここはア～エまでに分けて整理しております。

まず、「基本的な考え方」ということとさせていただきますけれども、19行目、消費者にとっての情報の重要性というものは、表示が義務付けられる事項であっても、その内容によって

異なると考えております。商品選択上の重要性が表示事項によって異なる以上、より多くの消費者の方が重要と考える情報が確実に伝わると。その際は優先順位を付けて検討を行うことが適当と考えております。

その際、表示が増えていきますと、例えば28行目、そのことによって食品の供給が滞るということとか、次のページ、8ページの2行目でございますけれども、消費者の方の負担が増加するということがありますので、消費者にとって真に必要な情報であるか否かということの実態の把握が大事だろうということと、3行目「さらに」以下でございますけれども、表示を義務付ける以上、規模の大小、これは事業者の方ですけれども、事業者の方の規模の大小を問わず、全ての事業者が実行可能なものであるか否かというものの検討が大事だろうとしております。

5行目以下「このため」ということで、消費者への情報提供を充実させていく上で、商品の容器包装への表示がよいのか、むしろ、代替的な手段、例えばWEBとかといったものによって商品に関する情報提供を充実させた方がよいのか、あるいは事業者の実行可能性に影響を及ぼすような供給コストの増加があるのか。さらには、これは行政の方ですが、監視コストその他の社会コスト等総合的に勘案した上で、最終的には消費者にとってのメリット、デメリットをバランスさせていくことが重要とまとめております。

12行目、イでございますけれども、これは「現行の義務表示事項の見直し」ということでございます。

14行目以下、今ある義務表示事項ができた経緯を整理してございますが、例えば、19行目にございますように、昭和35年に「偽牛缶事件」がございましたけれども、そういったいろいろなきっかけ。それを踏まえたいろいろな御議論を踏まえまして、例えば、27行目以下でございますけれども、加工食品につきましては、名称、原材料名等々、必要なものの表示を義務付けているというところでございます。

32行目、このような表示事項を個々に見ていただきますと、加工食品につきましても、生鮮食品につきましても、長年の議論の積み重ねの下にその必要性が認められたものであるけれども、この一元化という機会に当たりましては、優先順位の考え方を導入して、やはり見直す必要があるとまとめております。

9ページ目、ウでございますけれども、これは「新たに義務付けを行う際の考え方」ということでございます。

今、優先順位ということを申し上げましたけれども、今、義務付けられていない事項についても、新たに表示する場合や、さらには容器包装以外にも拡大しようとする場合につきましては、9行目、やはり、アと同じように優先順位の考え方を活用すべきだろうと思っております。

16行目、仮に、そういうことによって表示が増えていくと、関連する全ての情報の表示をパッケージに義務付ける。全ての消費者に情報を提供させるような形で見直すと、例えば、見やすさが低下するといったことがあると思っております。

その際、例えばということで、19行目、表示の見直し、ルールの改正をする場合には、優先順位を考慮して、そういった事項について容器包装以外の媒体、例えばそこにWEBとしておりますけれども、容器包装以外の媒体によって必要な情報を提供することによって、かえって容器包装への表示を一定程度省略できるという形。まさに消費者だけでなく、事業者にとっても選択の余地があるという意味で望ましい制度とするということも1つの方法ではないかなとまとめております。

最後のエでございますけれども、「将来的な表示事項の見直し」でございます。

1つは、表示事項というのは時代の変遷によって変遷しているということがございます。その際にも、やはり基本としては、優先順位に留意しつつ見直すということでございます。その際、29行目以下にございますけれども、義務表示事項を柔軟に変更できると。例えば法律を一旦作るとなかなか変えられないということではなくて、なるべくその時代に合った表示事項にするという柔軟な制度にしたかどうかということでございます。

9ページ目の31行目、前回の論点整理の意見募集でもいろいろと個別事項の御意見をちょうだいいたしました。

さらに、10ページ目の冒頭でございますけれども、国際的にはということで、コーデックス委員会、ここではいろいろな議論の進展があるということとか、諸外国におきましても見直しが進められているということがございますので、こういった動向を踏まえながら、我が国で生活する様々な消費者の方にとって重要な情報とはどのようなものかを見極めた上で表示事項の見直しを行っていくことが必要ではないかとしております。

8行目「なお」以下でございますけれども、ここはいわゆる任意の表示事項でございますけれども、そういった事項を含めまして、消費者に提供される情報の充実は重要であるということでございますので、11行目「このため」として、消費者の適切な商品選択が図られるよう、義務表示事項としない任意表示事項について、例えば、ガイドラインの整備等により、事業者の自主的な情報提供の取組の充実ということが適当としてまとめております。

御議論のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明の範囲につきまして、御意見、御質問等がございましたらどうぞ。

では、中川委員、どうぞ。

○中川委員 今のところで「偽牛缶事件」が出てきたのですけれども、このタイプの消費者被害を防止するために表示規制をするというのは、今後の一元化された法律でも維持するという理解でよろしいのでしょうか。

というのは、先ほど新法の目的として消費者安全と商品選択の機会確保といった場合の、商品選択の確保についての意味は何ですかとお伺いしたら、それはいわゆる誤認をさせないというものではなくて、そのような古典的なものではなくて、よりよい消費生活のため

のものだとおっしゃったのですが、そうすると、こういう「偽牛缶」的なものはなくなるのかなという気もしたのです。しかし、そんなことはないという気もするのですがいかがでしょうか。

○増田課長 若干言葉足らずだったのかもしれませんが、まさにこの「偽牛缶事件」等は、要するに消費者の誤認なり、もっと言うと、うそに近いものが、表示の今までの表示させるルールの原因というか、経緯になっていたことは事実で、誤認させないためのルールでもあるわけですけれども、単に誤認をさせないということだけではなくて、積極的にいろいろなことを表示させることによって、誤認以外の場面においてもいろいろな、より多くの情報の下に自分の望ましいものが選べるという環境をつくっていくという面もあるので、よりよい選択のためと申し上げています。

○中川委員 そういう言葉の整理をされるのであれば、前の懇親会と言葉使いが違ってきますので、そこは変更するならするということ、つまり、今の御説明だと、かなり選択という言葉は意味が広いので、前の懇親会は、誤認をさせないということと、商品選択とは区別して書いているのです。なので、その辺の言葉の整理をお願いしたいと思います。かなり重要なポイントだと思いますので。

○池戸座長 では、中村委員、どうぞ。

○中村委員 8ページの経過ですけれども、この経過の中に平成7年の添加物の全面表示とか、その後の特定原材料というものが、アレルギーの表示の義務化がこの文章のつなぎとしては、8ページの26行辺りのところですが、添加物の全面表示とアレルギーというのか、特定原材料の表示の義務化というものも書いていただいた方がいいのではないかと思います。

○池戸座長 では、山根委員、どうぞ。

○山根委員 9ページ「新たな義務付けを行う際の考え方」ですけれども、ここではより多くの消費者が重要と考える情報かどうかという観点から、例えば添加物表示や遺伝子組換え表示については、一部の消費者にとっては関心が高いけれども、無理に義務を進めれば、かえって見やすさが低下したり、コスト上昇を引き起こすおそれがあると書かれているのですが、一部の消費者にとってとありますが、これは今までのアンケート等々でも相当数の消費者が関心を持っているということは明らかなのではないでしょうか。ここですぐ義務拡大等ということにならないのかもしれませんが、ただ、一部の消費者にとって云々というのは抵抗があります。少なくとも、わかりやすい表示にするためには改善が必要だということも度々多くの委員からも出ていると思います。ですから、ここは義務付けのところなのと言われるかもしれませんが、どこかにきちんとこれらの個別の課題については改善が必要なので、議論の場が必要だということは記述をしていただきたいと思います。

○池戸座長 それでは、堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 9ページの19行目からですか、「改正する場合には、優先順位を考慮して」

というものがあるのですけれども、これは法律というのはそう簡単には改正できないと思うのですが、事業者にとっても消費者にとっても選択の余地があるという意味で望ましい制度とすることも一方ではあるということの質問です。

○池戸座長 どうぞ。

○増田課長 今の法律も体系はそうですが、食品表示の新しい法律も、具体的な義務付けなり、義務のルールについては内閣府令なり告示という形で、下位法令で定めるというルールをつくることを基本的に念頭に置いておいて、そういう下位法令を定めるに当たっての考えが書いてあるので、ここにある変更とか、新しく義務付けをすることが全て法律ベース、法律改正がないとできないというものではないということです。

○神宮司審議官 今、課長が答えた趣旨が、報告書上ではわかりにくかった理由は、報告書では抽象的に書いてあるからでして、9ページ目の29～30行目のところに書いてある「義務表示事項を柔軟に変更できるような法制度とすることが必要である」という記述が、主として想定していることは、義務表示の対象事項の具体的範囲を下位の命令に委任することを想定しているということでございます。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

では、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 10ページの8～13行目ですが、このところの消費者のニーズに対応すること云々というものがちょうど将来的な表示事項の見直しの続きで記載がされています。10ページの8行目から記載をしているものというものは大変こういうことは大事な記述であります。積極的に、いわゆる消費者に対応して、工夫をして取組むという消費者志向と申しましょうか、そういう経営をしているところを消費者としても是非評価をし、また社会的にも評価がされ、成長することがとても大事なのだらうと思います。

そういう意味で考えると、将来的な表示事項の見直しのところの続きに書いてあると先の話のように見えますので、今でも必要であり、これからも必要だということですので、ちょっと記述をする場所は検討された方がいいのかなと思います。

○池戸座長 では、森田委員、どうぞ。

○森田委員 私もその6行のところが大変気になったところです。この部分は中間論点整理においては任意表示事項についてというところでまとめられた部分を受ける形になると思います。この12行目「義務表示としない任意表示事項についてということで、任意表示事項と自主的な取組というところで消費者に積極的に事業者の方が情報を開示していく」という部分は、1つの論点になっていたかと思うのですけれども、目次の中からこの義務表示の後に任意表示が消えております。

任意表示という項目をここにつくっていただいて、ここは実は意見交換会でもいろいろな問題が指摘されていて、無添加の問題ですとか、非何々といった、消費者を任意表示の部分で誤解されるような表現、キャッチコピーに関しては、やはり食品表示全体を見た中でかなりそれは大きな問題があるのではないかという指摘はあったかと思えます。

ここは1つ項目をつくっていただき、任意表示というくくりでなければ、自主的な取組の推進とかというタイトルで1つ起こしていただくということはいかがでしょうか。

○池戸座長 ありがとうございます。

仲谷委員、どうぞ。

○仲谷委員 私も同じ意見ですが、義務表示事項の見直しあるいは新規の義務表示を追加する考え方がございます。やはり事業者としては、消費者の求める情報をいかに公開していくかが企業としての事業者の責務であるということが大前提にあると思います。そういったときに、いろいろな状況から、困難なものもあればできるものもあるというところもありますし、事業者としてはやらされ感でやるということではなくて、やはり自ら自主的に取り組んでいけるような、それを社会的に評価される方向が先ほどの意見と同じように重要だと思います。そういったことから言うと、「なお」という扱いではなくて、やはりこれをきちんと方向性として位置付けられる表現にさせていただけたらと思います。

以上です。

○池戸座長 では、市川委員、どうぞ。

○市川委員 私は、消費者ニーズという言葉あまり安易に書いてほしくないなという思いしております。消費者ニーズというのは、本当に消費者が要望するときもあるかもしれませんが、事業者側がマーケティング上あるいは事業者の売り上げを上げるために消費者ニーズというものがつくられている側面もあるのではないかなと思っております。なので、消費者ニーズに対応することで消費者と事業者の信頼関係が構築できるという、ここに書いてある言葉に私はちょっと違和感を持ちます。本当の信頼関係というのは、消費者ニーズに対応する。それも勿論あるのですが、それだけではなくて、要は適切な情報を消費者に誤解なく伝えるという、まさにそうすることで信頼関係は築き上げられていくのではないのでしょうか。

○池戸座長 では、鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 資料の7ページの方で、私の机上配布した資料だと10ページのところです。

(4) 義務表示事項の範囲ということで、その前のところの第3項も受けるような形になって、基本的な考え方のところでは表現されているのですが、私の方の10ページの方では書いているのですけれども、先ほど何人かの委員からもありましたが、消費者が異なれば重要視される表示項目が異なるのは当然であって、当該商品の特性から、全ての消費者にとって重要な質の表示事項も存在するということがあるので、これにより多くの消費者が重要と考える情報が、それが前提となって次に食品の安全等という優先順位は、ちょっとそこは留意する必要があるのではないかと思います。

併せまして、8ページのようなことでいくと、商品の特性上、やはり必須不可欠な情報を表示することも考慮されるべきだと思いますし、個々のところで、前半のところでも基本的には表示はいろいろ、監視コストとかでいろいろな情報提供ということで、大体情報提供というものもあるのでしょうかけれども、食品表示の原則は、これまでの何回かの本検

討会でも言いましたけれども、コーデックスの会議でも原則はパッケージ表示が原則だということで、その情報が義務表示についてやはり重要であって、それに付随して今後出てくるものについてという形で、やはり情報提供は、表示、パッケージ上だということが現行ではなっているということが重要だと思います。そのところをもう一度申し上げたいと思います。

これも何人かの委員から出ていますが、10ページ目の最後のところです。今後のところの将来的なところがここは書かれています、現行でもこの表示制度の検討会、一元化の検討会と併せて、今後の表示制度の中でも十分検討されるべきことだと思いますから、これはどちらかという、将来といたらすごく先のような話がありますので、この一元化検討会を受けて、その中の課題でもあるようなことで、そこは強調してこの2つのところは書いていただきたいと思います。

補足ですが、諸外国の状況というのは、表示制度が実際に議論されているのは、EUとオーストラリア、ニュージーランドが特異的な例でありましたし、私もそれを何回かこの報告でも述べておりますので、具体的に入れていただきたいということ。

あと、質問ですけれども、コーデックスで食品表示の在り方の議論について進展が見られると、これは具体的にどういうことをお考えでしょうか。それをお尋ねします。

以上です。

○増田課長 コーデックスの議論は、ここ何年間かにおいて行われている、主として栄養表示に関する議論のことでございます。

○鬼武委員 多分、後段の各論、第4と第5のところでは栄養表示が出てくると思いますので、実際には次回のところでそういう報告もあると思いますけれども、具体的には栄養表示の義務化とか、そこが国際的には進展しているということですね。わかりました。

○池戸座長 では、中村委員、どうぞ。

○中村委員 9ページの20行目辺りの容器包装の以外の媒体ですが、情報の弱者というのか、情報を必要としているのは比較的高齢者であり、そういう方々にとってはインターネットとかWEBというのは、どんな調査を見ても、年齢によって急激に使用率が下がるわけですね。そうすると、ここの書きぶりについては検討していただく余地があるのではないかと思います。この4行ほどですね。一方法と言えるのかどうか。容器包装以外の媒体を使うということを一方法として言っているのかどうかということについて検討してほしいと思います。

○池戸座長 二瓶委員、どうぞ。

○二瓶委員 7ページの27行目以降、他にもあちこち出てくるのですが、「コスト」という表現が出てくるのですが、コストについての記述は、一定に事業者、実情を反映しているのかもしれませんが、例えば、28行目にある「商品価格に転嫁されることによって」とか、事業者が新たな表示についての困難さをコスト面で強調しているように誤解されるのは非常に心外でもありますので、表現に一工夫必要かなと思います。

新たな表示等について、その困難さというのは、業態や商品特性等から来る実行の可能性とか、申請制の確保において非常に困難な点があるということが最大の問題だと思うのです。勿論コストも大きな要素ですけれども、業務の煩雑さとか、ミス表示を誘発するとかいろいろあるのですが、コストを価格に転嫁というものはなかなかできない話でありまして、現実にも今、取り巻いている状況からいってもおわかりいただけると思うのですけれども、石油価格の上昇とか、それによって輸送費だとか、包装資材の高騰といろいろあります。あるいは小麦粉の値上がりとかいろいろあるのですが、それでもやはり製品価格を据え置いたり、値上げをしても小幅にとどめるとかというのは、やはり消費者行動であるとか競争の原理だとか、言わば市場原理で大体改革は決まると言って過言ではないと思います。

そういう現実には生産者から製造者、加工者、卸売業、小売業あるいは外食も含めて同じような状況だと思いますので、表示に伴うコストの増加による事業への圧迫も不可避的でもあるのですけれども、そのことがさまざまな表示の充実を妨げるかのような記述には是非してほしくないと思います。

要望です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

とりあえず、よろしいでしょうか。

ここは義務表示の話でしたが、自主的というのですか、任意のところも非常に重要だということも事実です。どこに入れるかは別として、今までの議論の中で、自主的取組の推進には、国の対応が非常に重要だと。要するに制度の円滑な実行なり、導入するに当たりましてデータベース化等の環境の整備が必要だとか、Q & Aみたいなものをつくるのか、ここに入れるのか、どこか別立てにするのか、そういう内容も是非入れていただきたいと思っております。

それでは、最後のところに進めさせていただきたいと思います。

10ページの3、適用範囲のところの御説明をお願いします。

○平山企画官 では、私の方から、最後に3でございますけれども、「新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」ということでございます。

そこにございますように、まず、19行目、新たな食品表示制度という中において、基本的には容器包装入りの加工食品を対象とするということだろうと思っているのですけれども、最近、そこにございますように、食の外部化とか、インターネットの普及ということがございますので、新たな食品表示制度における適用範囲、まさに今、適用範囲に入っていないものの取扱いというものの検討も必要だとしております。

まず、(1)「中食、外食等の取扱い」ということでございます。

10ページ目の26行目以下でございます。近年、中食、外食が増えているということを書いてございます。

11ページに行っていただきますと、3行目のところで、例えば、単独世帯の増加という社会構造の変化等を受けて、お惣菜等の中食とか、外食等の重要性はますます高まっているとしております。

7行目に行きますと、これらの形態により販売される食品に関する情報提供の在り方を検討する必要があるとしております。

9行目以下は「特に」といたしまして、アレルギー表示ということでございまして、最近、急性アレルギー反応、アナフィラキシーショックを起こす方もおられますので、14行目になりますと、他の表示事項も大事ですけれども、そういったものに比べても、アレルギー表示の必要性は高いとまとめております。

一方、中食、外食が今は適用になっていないということがございまして、そこは19行目にございますように、そもそもこれらの形態は対面で売られるということでございますので、場合によっては店員の方に内容を確認することができるということとか、逆に表示の切り替えにコストがかかることもあっております。

さらには、12ページを御覧いただきますと、ポツが3つございますけれども、最初のポツであれば、外食であれば、アレルギーを持っている方であれば、そういったものを外していただくということとか、2つ目のポツ以下では、調理とか盛り付けによってばらつきが生じるということとか、あと、個人で経営される店舗におきまして、日替わりメニューといったものがあるということでございます。

12ページ、7行目以下はアレルギーの話でございますけれども、いわゆる意図せざる混入ということ、事業者の方は十分に気を付けられておると思うのですが、意図せざる混入というものがありますので、なかなかコンタミネーションを防止するというのも難しいということでございます。

こういったことをまとめまして、12ページ、15行目以下でございますけれども、アレルギー物質に係る情報の提供というものを充実させることが大事だということでございまして、ここでは消費者庁において、事業者にさらにアレルギー物質に係る情報提供が図られるよう、関係省庁がいろいろございますけれども、アレルギー表示に関するガイドラインの策定の支援等、必要な環境整備を進めることが適当とまとめております。

その際にはということでございますけれども、この検討会でも御意見がございましたように、アレルギーに関する学識経験者、患者団体の方、外食、中食に係る事業者団体から集まる専門的な検討の場を別途設け、食物アレルギーに関する最新の知見を踏まえながら検討を行うことが適当とまとめております。

24行目「なお」以下でございますけれども、現状でも取組をいろいろやっておられますので、それを簡単に御紹介しております。

12ページの一番最後でございますけれども、(2)「インターネット販売等の取扱い」というところでございます。

13ページの方に行っていただきますと、最近、インターネットで商品を買われることが

だんだん増えているということでございます。そこでインターネットでの表示が大事かと思うのですけれども、例えば13ページ、16行目、消費者の方が購入時に商品を直接手に取って確認することができないということがございますので、ネットの画面上にも食品の表示、商品の容器包装に表示すべき事項についても画面上に記載させることもあるのではないかと考えております。

ただ、21行目、特にインターネットの場合になりますと、期限表示、個々の商品によって内容が違ふものを画面上に表示するのは難しいということでもあります。

また、13～14ページにかけてでございますけれども、最近、電子行政が発達しておりますので、メール等でやりとりすることもできるのではないかと考えております。

14ページ目の5行目、インターネット販売と一口に言いましても、ネットスーパーのように店頭で売られているものをネットで簡易に買えるということもあれば、個人の方が独自のサイトを使って売るといふ、多様なものがあるということでございます。

ということがございますので、14行目以下でございますけれども、インターネット販売における食品の情報提供の在り方につきましては、専門的な検討の場を別途設け、消費者のニーズを踏まえながら、専門家を交えて検討を重ねてはどうかとしております。

14ページ、18行目以下はカタログ販売、自販機でございますけれども、ここもカタログ販売につきましては、やはり購入までにある程度、時間の余裕があるということとか、自販機につきましては、比較的安価なもので、かつ消費者に馴染みの深いものを取り扱っているということがございますので、27行目、基本的にこういった販売形態については、現行の枠組みを維持することを基本としてはどうかとまとめております。

大変駆け足でございましたけれども、説明は以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

最後の部分ですが、御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 説明のところで、最終的に読んでいただいているところで、別途全部専門的な会議でということがわかるのですけれども、私は、全体として、第3章のところを見ておりましたら、これまでの一元化検討会の中で中食、外食等の取扱いについては、中食というのは今ぐらいに出てきた言葉で、あまりこれまで検討会の中で使われてきていませんね。

そういうこともありますから、これはこれまで検討会で議論してきたことを逸脱しない形で、(1)中食、外食もあるでしょうし、他のインターネットの販売の取扱いとカタログについても、具体的に全然議論はしていないのです。何となく後段のたたき台のところから急にこういうことについても重要だということは、漠然と出てきたものはわかるのですけれども、具体的にやっていないことを書いていると、さも本検討会で検討したというような誤解が生じる可能性があること、さらに注意してほしいのは、アレルギーのところもそうですけれども、中食、外食でコンタミネーションのことも詳しく書いているのです

が、私はこの辺の記述が本当に怖いのです。慎重な表現にしてほしいのです。こう書かれても、本当にこの優先順位かと。もっと義務表示とか、そのものがひょっとするとそれも難しいのかもしれないですし、慎重にここは記述をすべきである。ですから、繰り返しくなりすけれども、この辺のところは記述の方法をもう一工夫していただければと思います。机上配布した資料には修正案まで出せていないのですけれども、そこが気付いた点です。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他の方はどうでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 ただいまの御説明には、大きく2つあるかと思うのです、外食・中食とそこにおけるアレルギー表示の問題。あともう一つはインターネット販売における表示の問題。これらは前回のこの検討会のときにも申し上げましたように、基本的には十分議論ができていないといったことで、今、鬼武委員もおっしゃったように、まとめていただいている部分は、私はこういった方向でよろしいのではないかなど。専門家の方を交えて別途御議論いただくのが非常によろしいのではないかと考えております。

この場で先のことをお話するのもいかがかなと思いますけれども、実は、次回に続くということで、原料原産地表示とか栄養表示の課題がありますが、やはり同じように議論が生煮えの部分というか、十分検討ができていない。それでこの報告をどうやってつくるのだろうといったときに、専門家等を交えて別途しっかりとした議論をやっていただきたいと考えております。

特に原料原産地については、今まで検討されていない部分が前回出てきているといったことで、それについてどうまとめるのかということになると、なかなか関係者の了解が得られないのではないかな。また、栄養表示についても、海外ではやっておられますが、海外でやっている実態が重要で、基本的に一元化の中で義務化ということをお話になるということであれば、国内の中小企業の方もしっかりできる、そういったことを前提にまず、環境整備を先にやっていただきたい。

アメリカではどういう支援がされているのか。実際に分析しなければいけないのか、それともデータベース等が整備されているのか。あるいは消費者の方へのどういう情報提供・教育がされているのか。そういった実態も踏まえた検討をしていただかないと、最終的にアメリカの食品製造事業者がどうやって課題を解決しているのか。制度としてどういう解決をしているのか、そういった議論がほとんどなされないままに、まず、結論として義務化ということが出てきてしまうのは、順序が逆転しており、専門的な場を別途設けていただいて、検討していただくことも是非次回のとりまとめの中に入れていただければと考えてございます。

○池戸座長 もう5時になりましたので、この範囲の話以外に次回の原料原産地とか栄養

の話が出ていますので、そういうものを含めてでも結構ですから、どうぞ。

○山根委員 今の御意見にも関わりますのでけれども、やはりこの検討会で十分議論できていない個別の論点等で引き続き議論が必要だろうというものは、最初に森田委員もおっしゃられたように、今後の課題とかという項目できちんと文言を残していただきたいと思えます。

その中の1つには、毎回私が言っていますお酒の表示をどうするのだということですが、是非食品の定義に入れてほしいということ、その議論をしていただきたいと思っています。お酒のことは一番最初の一元化の必要性のところに入れてもいいのではないかとぐらいに私は思っているのですが、その辺りもきちんと言葉では残していただきたいと思っています。

何かこういうことも今後すべきだということは次回までに連絡を個々の委員からしてほしいのでしょうか。

○池戸座長 次回の検討会でこういうことを入れてくださいということですか。

○山根委員 たたき台とか、今後の課題にこういうことを入れるべきだということは前もってお伝えしておいた方がよろしいかどうか。

○池戸座長 それは今までも出していただいていますので、もしあれでしたら、出していただけて結構です。

その他どうでしょうか。

丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 10ページの26行目からの記述の関係です。中食の関係、外食の関係等について、単独世帯の増加という視点で書かれています。1つ、いわゆる1人世帯、複数世帯の関係での記述があると思えますけれども、そもそも全体の趨勢からすれば、単独世帯が増えたからこの辺のところの利用が高まっている、これからも増えるということではなくて、そもそも2人世帯、2人以上世帯のところであっても、この分野の利用は高くなっているし、今後も高くなるだろうということなので、その辺のところについて重要性が高いというのが、どちらかといえば事実に近いのだと思うので、その辺のところについてはもう一度見直しをしていただければと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 時間が過ぎていきますので、今日、私が机上配付したところで意見が全部発言できていないところもありますので、次回のところでもし参考にさせていただけるのであれば、そこを見て、それも参考にさせていただいて、是非とも二次案というか、報告書の前段の部分は修正をお願いしたいというのが1点。

次回、要するに論点の4と言われているところとか、各論のところは次回の議論で十分議論したいのですが、実は、5月22日の検討会が中止になったので、私はそこで準備をある程度、資料もしておりました。そこができなかったのも、遅れなく報告はつくらないといけないので、報告書のところについては十分に意見を申し上げますが、各論

の2つは、これまで検討会なり、もしくは消費者委員会で議論してきて、積み残してここまできて、ある程度コンセンサスを、個人的には結論めいたところは出すべきではないかと思っています。

そういう点ですと、次回のところは十分時間をとっていただきたいということと、私の方も事前に4番目の原料原産地の拡大のディスカッションできるような資料と5番目の栄養表示についての海外の状況に関するレポートを事前に事務局にお渡ししますので、その辺の議論も是非よろしくお願ひしたいと思います。

これは要望です。お願いします。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他全体を通じてでも結構です。

どうぞ、二瓶委員。

○二瓶委員 「新たな食品表示制度における適用範囲の考え方」。特に中食、外食等の取扱いで、私は中食の団体ですが、こういう報告書の原案というか、方向でよろしいのではないかと思います。特に食物アレルギーについては本当に喫緊の課題ですので、紹介させていただきましたけれども、私どもの情報提供ガイドラインも以前に御説明したわけですが、さらに普及進めて、特に商店街の専門店さんのような、なかなかいろいろな団体に加盟されていないところについても普及していかなければいけないのではないかと。そういう意味で言うと、私ども協会とか会員だけでの取組には限界がありますので、行政におかれてもこうした自主的取組の推進に是非力添えをしていただきたいと思っています。

また、現実、今、そういう情報提供をやっていて、進めていて、正直腰がひける状況もある。それはアレルギーですけれども、特にコンタミネーションについてはどこまでやるべきなのか、どのようにやるかを非常に悩んでいるところで、使用している原材料が同じ施設、併存している場合は比較的やりやすいのですが、全ての工程のアレルゲンを精査して、コンタミネーション、いわゆるガイドブックで書かれているような、混入の可能性が排除し切れない場合は注意喚起表示をしましょうとなっていますけれども、この辺は非常に難しい。アレルギーの発症の仕組みそのものも個人差もあって難しいわけですが、いずれにしても専門的な検討を進めていただくのと同時に、現在、消費者庁が出しておられるアレルギー表示の事業者向けのガイドブックがありますね。あれらについてもより実践的なものへバージョンアップしていくことも、至急開始していく必要があるのではないかと。これは積み重ねでやっていかないと、一挙に全部解決というのはあり得ないと思うのですが、そういうことも是非していただいて、あるいは一緒に取り組んでいただいて、自主的な取組についてさらに実効性を上げると図っていただきたいと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 事務局に要望ですが、議事録をもう少し早く出していただけませんか。

前回の5月の議事録は昨日出たわけですが、今日、インターネットのところで鬼武委員の指摘がありました。前回実は少し議論されていて議事録を見て頂ければわかると思いますが、例えばカタログはどうだとか、ここは全部、実は前回の議論の中で出ております。それを盛り込んで今回まとめていただいているものなので、出ておられない方はそれが前の日に公開されると見ることはできないと思うので、できるだけ早くお願いできればと思います。

○池戸座長 議事録は正式なものですので時間がかかった場合でも、事務局の方から事前に概要を委員に御報告するとか、そういうことが必要だと思いますので。

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

どうぞ。

○市川委員 次回への要望です。今まで出たものを、あまり議論ができていない部分を課題として書き込むという案が出ました。それを是非やっていただきたい。ただ単に書くだけではなくて、検討会としてその課題をどのようにクリアして解決していくのだという辺りまで意見交換なり、議論なりをできればさせていただきたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

大体時間が、10分も過ぎたのですが。

では、長官の方からどうぞ。

○福嶋消費者庁長官 今日はどうもありがとうございました。

いくつかお話したいこともありますが、もう時間を過ぎていますのでやめますが、1点だけ。「実体法」を例にして、とにかくわかりやすい言葉で、普通の言葉で書こうというお話をいただきましたけれども、これはとても大事なことだと思っています。わかりやすい表示を目指す報告書がわかりにくかったら話になりませんし、これは技術的テクニックの話ではなくて、本当にきちっと中身が詰まっていればわかりやすく説明できるはずなんです。専門用語でしか語れないものは本当に中身がちゃんと詰まっていないということです。消費者庁自身も、私自身も点検していきたいと思いますが、どんどんそういうところがあつたら皆さんから、そのことも併せて指摘をしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

それでは、今日は本当に長時間、活発で熱心な御意見、御議論をありがとうございました。

今日はこれで閉会とさせていただきます。

なお、次回ですが、今月28日木曜日、午前10時からということで、会場はこの会場ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、今日はどうもお疲れ様でございました。

午後 5 時 1 1 分 閉会